令和３年１２月清須市議会定例会会議録

令和３年１２月３日、令和３年１２月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

１．開会時間

午前　９時３０分

２．出席議員

１番	松岡繁知	２番	山内徳彦
３番	冨田雄二	４番	下堂薗　稔
５番	浅野富典	６番	松川秀康
７番	大塚祥之	８番	小﨑進一
９番	飛永勝次	１０番	野々部　享
１１番	岡山克彦	１２番	林　真子
１３番	加藤光則	１４番	高橋哲生
１５番	八木勝之	１６番	伊藤嘉起
１７番	岸本洋美	１８番	久野　茂
１９番	白井　章	２０番	浅井泰三
２１番	成田義之	２２番	天野武藏

計　２２名

３．欠席議員

なし

４．地方自治法第１２１条の規定により会議事件説明のために出席した者は次のとおりである。

市長	永田純夫
副市長	葛谷賢二
教育長	齊藤孝法
企画部長	河口直彦
総務部長	岩田喜一

危機管理部長	丹羽久登
市民環境部長	石田隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤久喜
建設部長	永渕貴徳
会計管理者	吉田敬
教育部長	加藤秀樹
監査委員事務局長	三輪晃司
企画部次長兼人事秘書課長	石黒直人
企画部次長兼企画政策課長	後藤邦夫
総務部次長兼財産管理課長	飯田英晴
総務部次長兼収納課長	三輪好邦
建設部次長兼土木課長	松村和浩
建設部次長兼都市計画課長	長谷川久高
建設部参事	大橋秀一
建設部参事	兼松俊彦
企業誘致課長	沢田茂
総務課長	樽本雄介
財政課長	服部浩之
税務課長	渡辺由利子
危機管理課長	舟橋監司
市民課長	伊藤嘉規
保険年金課長	篠田敬幸
生活環境課長	所邦治
産業課長	梶浦庄治
西枇杷島市民サービスセンター所長	北神聖久
春日市民サービスセンター所長	日比野鋭治
社会福祉課長	鈴木許行
高齢福祉課長	古川伊都子

子育て支援課長	藏城浩司
健康推進課長兼 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長	寺社下葉子
新清洲駅周辺まちづくり課長	前田敬春
会計課長	平野嘉也
学校教育課長	吉野厚之
生涯学習課長	辻清岳
スポーツ課長	浅野英樹
学校給食センター管理事務所長	吉田剛
監査課長	木全信行

５．本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議事調査課長	髙山敬
議事調査課係長	鈴木栄治
議事調査課主査	鈴木結佳理

６．会議事件は次のとおりである。

日程第　１　一般質問

日程第　２　議案第４６号　清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

日程第　３　議案第４７号　清須市児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

日程第　４　議案第４８号　令和３年度清須市一般会計補正予算（第８号）案

日程第　５　議案第４９号　令和３年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）案

日程第　６　議案第５０号　令和３年度清須市介護保険特別会計補正予算（第２号）案

日程第　７　議案第５１号　令和３年度清須市水道事業会計補正予算（第１号）案

日程第　８　議案第５２号　令和３年度清須市下水道事業会計補正予算（第１号）案

（　傍聴者　１９名　）

（　時に午前　９時３０分　開会　）

議　　長（八木　勝之君）

おはようございます。

令和３年１２月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は２２人でございます。

本日の会議を開きます。

昨日の本会議に引き続き、一般質問を議題といたします。

昨日の本会議で１０人の方の一般質問が終了しておりますので、残っております議員の一般質問を通告の順に発言を許可いたします。

最初に、山内議員の質問を受けます。

山内議員。

＜　２番議員（山内　徳彦君）登壇　＞

２番議員（山内　徳彦君）

おはようございます。

議席番号２番、山内徳彦です。

ただいま議長よりお許しを受けましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からの質問は、大きく２点でございます。よろしくお願いいたします。

１　タブレット端末配布後の諸問題について。

国の掲げるＧＩＧＡスクール構想により、本市においても本年度より小中学校にタブレット端末が配布され、本格的に運用開始されました。それにより、子どもたちは体育の授業でビデオ機能を利用し、自分のフォームを見直したり、社会では検索の機能を使って調べものをしたり、算数の授業では担任の先生に「答えを送信して添削して返信される」といった、子どもたちにとっては新しく、楽しい授業ができていると実感します。

しかしながら、タブレット端末が学校へ普及されるとともに、全国的に様々な問題が出てきたことも事実です。子どもがフィルタリングを突破し、ゲームや動画配信などに利用するといったことや、出席番号を利用したパスワードによる「なりすまし」によっていじめ問題に発展し、児童が亡くなるという痛ましい事件も起きてしまいました。

そこで、本市の状況について、以下お伺いします。

①本市において、タブレット端末を利用するに当たり児童生徒へ利用ルールについて説明をさ

れてきていますが、その後、タブレット利用に関してのルール違反はありましたか。

②本市配布のタブレットは、どのようなフィルタリングサービスを利用していますか。フィルタリングを突破し、ゲームアプリのダウンロードや動画配信の閲覧は可能ですか。

③児童生徒同士がチャット機能を利用してコミュニケーションするような機能はありますか。

④児童生徒がいじめなどの問題に対して先生へ相談しやすくする、ＳＯＳボタンの機能を導入したそうです。こういった機能の導入の予定は。

⑤新型コロナウイルスの第６波が懸念されています。本年６月の同僚議員のタブレットを持ち帰り、リモート授業をできるようにするという構想に対して、「検討を進める」とお答えをいただきましたが、その後の進捗は。

⑥授業時に間違えて他人のタブレットを使用することや、誤って他生徒のタブレットを持ち帰るなどといったことはありますか。

２　都市計画道路枇杷島停車場線について。

都市計画道路枇杷島停車場線については、現在、枇杷島小田井線旭二丁目北交差点からＪＲ枇杷島駅までの区間を整備していただいております。この道路は多くの通勤通学の方々に利用されている、市民にとって大変重要な道路となっておりますが、新川仮橋からＪＲ枇杷島駅までの区間は道路が狭小であることにより、車両通行時をはじめ、歩行者に危険が伴っている状況です。現在は安全対策として、歩道の着色や朝の通勤時間帯である７時から９時の交通規制、また、交通指導員の配置などの安全対策をされていますが、安全性と利便性の面からも早期に現事業区間を完了させ、先線区間となる仮橋の本橋への架け替え及び狭小部分の道路拡張を含めた都市計画道路の完成が望まれるところです。

以前の同僚議員に質問に対する御答弁では、現事業区間の用地買収が令和２年度中の契約を目指しているとの御答弁がありましたが、大変な御尽力をいただいておるにもかかわらず、残念ながら契約には至っておりません。用地買収が思うように進まない中でも、交渉が成立した場合に先線の事業実施にスムーズに移行するため、あらかじめ先線道路の線形や橋梁の位置、堤防道路の取付け等の検討を現段階で進めていかなければならないと考えています。

そこで、質問します。

①現在の仮橋の管理について。

②現事業区間の用地買収を含めた進捗状況について。

③先線区間の現段階における計画状況について。

以上２問、御答弁、お願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

最初に、１の①の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野　厚之君）

学校教育課、吉野でございます。よろしくお願いいたします。

１の①の質問についてお答えさせていただきます。

タブレット端末導入以降、令和３年１月末に「タブレット端末利用上のルール」、９月に「タブレット端末貸与に係る留意事項」を配布し、タブレット端末利用について、全児童生徒に対して周知を図っているところでございます。

しかしながら、学校内において授業と関係のないときにカメラを起動し、他の同級生を撮影したり、授業に関係ない文言を検索したりした事例がございました。このような場合には、その都度説明し、よく理解させた上で、再度このようなことがないよう適切に指導しているところでございます。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

新しいことを導入することによって御苦労もあると思いますが、適切な指導をお願いいたしまして、次の質問へお願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

次に、１の②の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野　厚之君）

１の②の質問についてお答えさせていただきます。

本市のタブレット端末は、学校や家庭など、どこからでもインターネットにアクセスすることを想定し、クラウド上のフィルタリングサービスを利用しております。このフィルタリングサービスは、ゲームや暴力、違法薬物などカテゴリーごとに分け、インターネットを閲覧するたびにフィルタリングサービス側で禁止カテゴリーに該当しないかチェックし、教育上有害または悪意のあるサイトへの接続は遮断する仕組みとなっております。

アプリのダウンロードにつきましては、クラウドによる一括端末管理サービスを利用している

ため、児童生徒が独自でゲームアプリ等をダウンロードすることはできません。

　また、動画配信サイトの閲覧は、学習に必要とされるサイトについては閲覧が可能でございます。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

　先生方はこのことを授業中や持ち帰っての使用に対して、こういう違反というか、使い方の違いというのは把握されているのでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

　吉野課長。

学校教育課長（吉野　厚之君）

　その件につきましては、基本的にフィルタリングや一括端末管理サービスによって遮断されますので、有害な動画サイトの閲覧やアプリのダウンロードは難しいと考えております。

　タブレットの利用状況は、教員端末から一括確認することはできません。個別で直接本体を確認しなければなりませんので、教員が常に把握することは困難でございます。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

　では、例えばフィルタリングなんですけれども、動画サイトとして一般的なＹｏｕＴｕｂｅというのはアプリとしてはダウンロードして見られないということなんですけども、Ｓａｆａｒｉの検索で入っていったら表示されるじゃないですか。そういった場合っていうのは見られるということでよろしいですか。

議　　長（八木　勝之君）

　吉野課長。

学校教育課長（吉野　厚之君）

　有益な動画も存在しますので、今のところＹｏｕＴｕｂｅ上の動画は視聴が可能でございます。今後は児童生徒が不必要なサイトにアクセスするのを防ぐためにも、ＹｏｕＴｕｂｅとか限らず、

セキュリティ強度の適切な運用について学校と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

今後、タブレットを持ち帰る機会というのも増えてくると思いますので、そういった禁止されているけれどもできてしまう、ということを保護者と共有していただくことで、学校と家庭とで適切な使用を指導していくというのが望ましいと思います。ぜひ、御家庭との情報共有をしていただけるように要望しておきます。

それでは、このようなルール違反を児童生徒が授業中に行っていた場合というのは、すぐに先生方は気づくことができるのでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野　厚之君）

児童生徒の端末の状況をリアルタイムで把握できるような機能はございません。そのため、端末から教員がすぐに気づくことは難しいと考えております。そのため、定期的な個々のそれぞれのタブレット端末の確認が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

ありがとうございます。

学習以外のことに使用しないよう、適切な使用というのを指導していってもらいたいと思います。

それでは、次の③へお願いします。

議　　長（八木　勝之君）

次に、１の③の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野　厚之君）

③の質問についてお答えさせていただきます。

タブレット端末にはチャット機能を有するソフトが導入されていますが、いじめ防止を念頭に、児童生徒のみでのチャット機能は使えないように制限をしております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

ありがとうございます。

チャット機能を有するソフトが導入されているということであれば、これを有効に利用することっていうのはできないんでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野　厚之君）

今のところ、同時に教員もチャットに入って、教員と児童生徒間の授業における意見交換の場として利用をしております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

先生を含めてということで大変ありがたいことだと思います。

このチャット機能なんですが、低学年の子どもたちには使うということは難しいかもしれませんが、高学年や中学生にとっては教員と直接話をするよりも、文字で伝えたほうがいいというお子さんも多いと思います。現在ではメールやＬＩＮＥが普及して、文字のほうが案外気兼ねなく相談できる、伝えられるという意見もありますので、その機能をぜひ有効に使用していただければと思います。

それでは、④をお願いします。

議　　長（八木　勝之君）

次に、１の④の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野　厚之君）

１の④の質問についてお答えさせていただきます。

ＳＯＳボタン機能につきましては、まだ全国的に小中学校への導入事例も少なく、導入に当たりましては、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

この件も他の小中学校の動向に注視していただきまして、必要と認められた場合には、ぜひ導入を検討していただきたいと思います。

また、先ほど③の質問でありましたが、教師と児童生徒のチャット機能も、このＳＯＳボタンを利用する前の段階で有効に利用していただければと考えておりますので、よろしくお願いします。

それでは、⑤へお願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

次に、１の⑤の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野　厚之君）

⑤の質問についてお答えさせていただきます。

まず、２学期が始まってすぐに１２校の児童生徒全員がタブレット端末を持ち帰り、自宅のネット環境に接続の確認を行いました。その後、Ｗｅｂ会議システムを使って自宅または校内から教員のタブレット端末と接続し、画面上で映像を見ながら出席確認や健康観察を行ったり、同様に、教員同士が校内でＷｅｂ会議システムを使って互いに通信するなどを試験的に行っております。また、タブレット端末を持ち帰り、自宅学習による活用を行っている学校もございます。教員につきましても、タブレット端末を使ったオンライン授業や自宅学習を想定し、様々な授業方法や学習方法を各校が研究している状況でございます。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

以前、コロナ禍で休校措置が取られたときより、随分、端末量については進捗しているなと、そんな感じを受けております。

今後、またオミクロン株とか、そういうのがはやっておりますので、一斉休校まではないとしても、クラス単位でのクラスターの発生だとか、家族が濃厚接触者となりＰＣＲ検査結果待ち、そういうことでやむを得ず欠席せざるを得なくなるケースというのは出てくることはあると思います。そういったケースにも個別に授業を配信するなどして、授業に遅れを取ることがないよう対応をお願いいたします。せっかくのタブレットですので、ぜひ本当に有効に活用していただきたい。

話はそれるんですが、今お聞きした使用状況ですと、不登校児に対してのオンライン授業に移行できそうだなという気がするんですけれども、こちらへ移行するというお考えはいかがでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野　厚之君）

教育委員会としましては、現時点で不登校児童生徒に対してすぐにオンライン授業へ全面的に移行するということは考えてはおりません。学校に登校できない児童生徒の状況というのは千差万別でございます。学校は個々の状況を把握しながら個別体的な指導方法を考えて、一人ひとりのニーズに沿った支援を行っております。その方法といたしましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援、校舎内における別室登校、適応指導教室などが考えられます。タブレット端末を利用した授業方法というのは、不登校児童生徒に学ぶ機会、学ぶ場を与える選択肢の１つであると考えております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

いろいろ不登校児に対するオンライン授業に流用するには、まだまだ先ほど御答弁いただきました問題をクリアしなければならないということでした。今後もリモート授業、これを充実させてもらって、同時に、不登校児に対しても利用可能なシステムをつくるということをお願いしておきます。

それでは、⑥へお願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

次に、１の⑥の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野　厚之君）

１の⑥の質問についてお答えさせていただきます。

これまで、そのような事例の報告はありません。間違えることがないよう、充電保管庫のどこに保管するか一人ひとり位置を固定したり、タブレット端末に名前を貼るなど対策していることや基本的に一斉に使用するため、間違えればお互いに気づくため、間違えることはほとんどないと考えています。

また、グループ分けして、タブレット端末を取りに行く係を決めるなどして、二重にチェックできるような工夫をしている学校もございます。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

御答弁ありがとうございます。

取り間違いのないよう、いろいろと二重三重の対策をされているようでとても安心いたしました。

このような対策をされているというのは理解したんですが、それでも、もし取り間違えがあった場合というのは、他の児童生徒の端末を使って自分のＩＤでログインして、そのまま使用するっていうのは可能なのでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野　厚之君）

本人自身のＩＤとパスワードによってログインして使用することは可能でございます。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

本人のＩＤで他人の機械でログインしてしまう、その場合、考えられる何か不都合というのはありますでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野　厚之君）

学校ではタブレット端末の管理台帳というのがございまして、そちらのほうで誰がどのタブレットを使っているかということを管理しております。そのため、管理台帳との不整合に起因する問題の発生や万が一不具合や破損が発生した場合に、責任の所在が不明確になるなどが考えられます。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

ありがとうございます。よく理解できました。

私が心配しているのは、全国の状況を見ていると、まれにタブレット導入後、その件がいじめにつながるということがありまして、そのきっかけになりそうな他人のタブレットやＩＤを使用するっていうことがありましたが、これを防ぐには十分な対策がなされており、次に取り間違いがあっても不正に利用できないといったことも分かりました。そして、こういった新しい取組に関して、特にインターネットに関することなどは保護者全員が詳しいとは限りません。学校での指導だけではなく、このことに関しては家庭での指導もとても大切だと考えますので、タブレット利用に関して禁止だとされていることも、どういったことが家庭に持ち帰ったときにできてしまうのか、ということを情報共有をぜひ行っていただきたいと思います。

リモート授業に関しても他市町と教育格差ができることがないように、今後も前向きに進めていただきたいとお願いをいたしまして、次の２の質問へお願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

次に、２の①の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

土木課の松村です。よろしくお願いいたします。

２の①の現在の仮橋の管理についてお答えさせていただきます。

この仮橋は、新川西部浄化センターの建設工事に当たり、工事用の車両の通行用として新川に架設しております。

また、この仮橋につきましては、清須市が計画しております新川小橋改築工事の迂回路としても利用する計画となっており、一般車両と歩行者が通行可能ということになっておりますので、清須市が市道として管理を行っております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

御答弁ありがとうございます。

清須市が管理をされてるということですが、管理するに当たって、これまでどのような費用負担がかかっているか教えてください。

議　　長（八木　勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

管理の費用といたしましては、５年に一度実施しなければならない橋梁の法定点検がございます。仮橋の点検は令和元年度に実施しておりまして、次回は令和６年度に点検を実施する予定でございます。

また、橋梁やアスファルト舗装に何らかの損傷が認められた場合には、修繕を実施することになります。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

それでは、先ほどの令和元年度に実施した仮橋の点検結果、こちらはどのようなものでしたでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

令和元年度に実施しました点検結果につきましては、次回の点検、令和６年度までに著しく損傷が進行したり、著しく機能が低下することがないという判断をしております。評価は上から

２番目の予防保全措置段階、すなわち修理義務がなしという判断をしております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

仮橋というのも安全が確保されているということがよく分かりました。

私も駅を利用する際、この仮橋をよく利用するんですが、すれ違いなどで怖い思いをよくしております。都市計画道路全線の早期完成が望まれるところですが、現区間の整備後ということですので、要望として、現区間の工事を早急に進めていただきたく、このようにお願いしておきます。

それでは、②の質問へ。

議　　長（八木　勝之君）

次に、２の②の質問に対し、長谷川建設部次長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川　久高君）

都市計画課長、長谷川です。

それでは、②の質問、現事業区間の用地買収を含めた進捗状況について御答弁させていただきます。

残り１件の用地交渉を、現在、愛知県とともに実施しております。コロナの影響もあり、交渉自体が遅れたこともございますが、契約に向け、おおむねの方向性が見えてきましたので、できるだけ早い時期での契約を目指し、その後、速やかに整備工事が進めるよう実施していくということを伺っております。

以上です。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

この現区間というのはいつまでに完成予定なんでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川　久高君）

令和４年度末完了を目指していると聞いております。

以上です。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

現区間の用地交渉も光が見え出して、大詰めとなってきております。できるだけ速やかに実施していただきたいと思っております。

それでは、③へお願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

最後に、２の③の質問に対し、長谷川建設部次長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川　久高君）

それでは、３番目の先線区間の現時点における計画状況について御答弁させていただきます。

ＪＲ枇杷島駅西口広場から新川橋梁までの区間は幅員が狭く、非常に危険な状況であることは認識しており、現状できる対応は実施しているところでありますが、現事業区間を早急に整備し、引き続きこの先線区間の事業が実施していただけるよう、県に対し要望をしているところでございます。

なお、昨年、愛知県において新川橋梁を含む先線について道路概略設計を実施し、現在は隣接する工場や家屋の高低差など土地利用への影響調査や鉄塔等の大規模補償物件のヒアリングを実施中と聞いております。

今後、市といたしましても、さらに県との連絡調整を密に取りながら事業を推進してまいります。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

ありがとうございます。

現在の仮橋の管理は、先ほど清須市であるとお伺いしました。狭小の道路部分も市で管理していることと思いますが、この先線区間、この整備は誰がどのような費用で実施しているのでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

　長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川　久高君）

　枇杷島停車場保全整備事業は愛知県が事業主体となり、愛知県の費用で工事を実施することとなっております。しかしながら、本市の地域内連絡幹線道路として位置づけられており、本市といたしましても非常に重要な道路ですので、地元調整など、事業に対して最大限の協力をしながら事業を進めてまいりたいと考えております。

　以上です。

議　　長（八木　勝之君）

　山内議員。

２番議員（山内　徳彦君）

　ＪＲ枇杷島駅西口まではいよいよゴールが見えてきたなという実感をしております。そして、新川橋梁を含む先線の道路も概略設計を踏まえ、現在も様々な調査を実施中ということで、こちらも一筋の光が見えてきたなと期待をしております。

　先線の早急な事業認可を目指していただき、中学校前の危険な交差部の在り方、そしてまたＪＲ枇杷島駅近くという立地を活かした在り方も併せて考慮しながら、地域の皆様にその方向性を示して、理解を得ながら事業を進めていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

　ありがとうございました。

議　　長（八木　勝之君）

　以上で、山内議員の質問を終わります。

　次に、松川議員の質問を受けます。

　松川議員。

＜　６番議員（松川　秀康君）登壇　＞

６番議員（松川　秀康君）

　議席番号６番、新世代、松川秀康でございます。

　議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

　質問事項は、指定管理者制度の拡充についてでございます。

　本市の第２次総合計画の３７施策を着実に推進するために不可欠となる行政改革の方向性等を定めるプランとなる清須市行政改革推進プランがありますが、その中の重点改革項目２に掲げら

れている民間活力の有効活用、中でも指定管理者制度の拡充に絞って質問させていただきます。

現在、本市では、清洲総合福祉センター、清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）、新川地域文化広場（カルチバ新川）、夢広場はるひ（市立図書館・はるひ美術館・はるひ夢の森公園）それぞれで指定管理者制度が導入されています。指定管理者制度は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図る上で有益な制度であり、今後も本市内の施設において導入する必要があると考えております。

そこで、以下について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、指定管理者制度が導入されている施設においては年々利用者数が増加しているものと推察されますが、それを検証するため、

①現指定管理者制度導入施設について、制度導入による成果、メリットをお聞かせください。

清須市行政改革推進プランでは、指定管理者制度の拡充として社会教育施設や観光施設等への指定管理者制度の積極的な導入を検討し、順次、導入施設の拡大を図ることが掲げられておりますが、そこで、

②現在検討している中で、新たに指定管理者制度の導入を目指している施設はどこになりますか。

③観光施設の拠点である清洲城の指定管理者制度に向けて、どのような検討がなされていますか。

以上、御答弁、お願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

最初に、①の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤　邦夫君）

企画政策課、後藤です。

それでは、①の御質問に答弁をさせていただきます。

指定管理者制度は、民間事業者が運営することにより多様化する住民ニーズに応えやすくなり、従来の自治体にはないサービスを提供することができると考えております。また、選定手続を公募とすることで、民間事業者間の競争原理に基づき、自治体の経費縮減につながる可能性があると考えています。

こうしたことから、本市では、導入メリットが高いと判断したアルコ清洲、カルチバ新川、清洲総合福祉センター、夢広場はるひの４つの施設を指定管理者制度に移行しています。これら

４つの施設では、利用者の増加、コスト削減の実現、自主事業や地域向けイベントの充実など、様々な成果が上げられております。

以上です。

議　　長（八木　勝之君）

松川議員。

６番議員（松川　秀康君）

現在、指定管理者制度を利用している、今、挙げられた４つの施設なんですけども、各施設それぞれメリットがあると思われます。それぞれの施設の担当の課から現状をお聞かせいただきたいと思います。まずは、社会福祉課からお願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木　許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

社会福祉課におきましては、指定管理者制度を活用して、清須市清洲総合福祉センターの管理業務を清須市社会福祉協議会に指定しております。清須市清洲総合福祉センターは、住民の福祉の向上及び地域交流の中での福祉の実現を図るために設置された施設であり、会議室などの使用者が限定的であるため、事業所のノウハウを活用しても大幅な収入増は見込めませんが、多様な福祉ニーズに対応できることや管理経費の削減、住民サービスの水準の維持などに効果があると考えております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

松川議員。

６番議員（松川　秀康君）

施設の性質上、収益性を追求するものではないと思いますので、住民サービスの水準を維持しつつ、直営より安価に運営できていること自体がメリットであると思います。

次に、生涯学習課、お願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

辻生涯学習課長、答弁。

生涯学習課長（辻　清岳君）

生涯学習課長の辻でございます。

生涯学習課では、市立図書館、はるひ美術館、はるひ夢の森公園を「夢広場はるひ」として指定管理者制度を導入しております。現在、指定管理を行っている業者は全国で数多くの図書館の指定管理を行っているため、知識や経験が豊富であり、その中で、本市の市立図書館におきましては図書館職員の約７割の者が図書司書の資格を有していることもあり、優れた選書が利用者から大変好評でございます。

その他、お話し会などの自主事業や地元企業との連携事業など、民間のノウハウを生かした様々なイベントを積極的に開催し、その結果が来館者数などの増加につながっております。

はるひ美術館においては、年間を通して多彩な企画展や特別展を開催しており、その他、館長アートトークをはじめとする様々なイベントの中には大学との連携事業も開催されており、多くの来館者の方から好評をいただいております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

松川議員。

６番議員（松川　秀康君）

図書館と美術館ともに専門性が求められるもので、直営では実現が難しい高度な運営をされていることが伺われます。

では、次に、スポーツ課、お願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

浅野スポーツ課長、答弁。

スポーツ課長（浅野　英樹君）

スポーツ課長の浅野でございます。

アルコ清洲につきましては、平成１７年度より指定管理者制度を導入しております。自主事業は、プール教室のほか子ども向け体操教室、英会話教室、ロボット教室など、民間のノウハウを活用した教室を展開することで受講者の増加を図り、市民の健康増進に寄与しております。

プールを立体的に使う水上アスレチックやアルコ清洲の特徴である流水・造波プールにアヒルを浮かべた宝探しやハロウィンなど、季節ごとに利用者に楽しんでいただく様々なイベントを行っております。時代の変遷とともに、ホームページ、ブログ、インスタグラム、ＬＩＮＥなどのＳＮＳを状況に合わせ駆使し、施設の利用促進を図っています。

カルチバ新川は、平成１９年度より指定管理者制度を導入しております。会員制の自主事業を導入し、利用者数を増やし、リピート率を上げることで市民の健康増進につなげております。各種教室やプログラムの開催、アスレチックジムでは専門的な指導者を配置し個別指導も行っております。また、施設を最大限に生かし、季節に合わせたハロウィンやクリスマスなどのイベントを開催して利用者に楽しんでいただく工夫もしております。

いずれの施設も指定管理開始前に比べ利用者数が増えており、民間能力を活用しつつ住民ニーズに柔軟に対応し、利用促進を図っている結果と評価しております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

松川議員。

６番議員（松川　秀康君）

指定管理業者が収益性を向上させるためにいろいろな工夫をしていることが分かりました。ありがとうございます。

次の質問をお願いします。

議　　長（八木　勝之君）

次に、②の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤　邦夫君）

企画政策課、後藤です。

それでは、②の御質問に答弁させていただきます。

本市の公共施設で指定管理者制度を導入していない施設は小規模な施設が多いことなど、導入メリットや担い手の面で課題がありますが、新たに導入する施設については、引き続き導入の可否を検討していきたいと考えております。

以上です。

議　　長（八木　勝之君）

松川議員。

６番議員（松川　秀康君）

実際、具体的に検討している施設はありますでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤　邦夫君）

現時点では、清洲城を含めた周辺の施設については検討に入ろうかなという状態になっております。

以上です。

議　　長（八木　勝之君）

松川議員。

６番議員（松川　秀康君）

清洲城以外にはありますか。

議　　長（八木　勝之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤　邦夫君）

その他公共施設につきましては、今後の公共施設の在り方なども考えた中での検討になると思いますが、今のところはございません。

以上です。

議　　長（八木　勝之君）

松川議員。

６番議員（松川　秀康君）

分かりました。次の質問をお願いします。

議　　長（八木　勝之君）

最後に、③の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦　庄治君）

産業課、梶浦でございます。

清洲城の指定管理者制度導入に向けての検討について答弁させていただきます。

歴史及び文化の振興、地域住民ふれあいの場として設置されております清洲城の管理におきましては、民間事業者等が有するノウハウを活用することによって期待される効果として、サービス向上や柔軟な入場料や営業時間の設定によります入場者数の増加のみならず、グラウンドや遊歩道を活用したイベントの実施、キッチンカー誘致による飲食の充実、また様々な事業提案によるにぎわい創出が期待できます。

現在、指定管理者制度導入に向けまして、観光施設の受託経験や将来的に期待されます団体客

やインバウンド需要を見据え、受託実績のあります複数の民間事業者に清洲城運営の現状を提示しまして、ヒアリングを実施しております。

以上です。

議　　長（八木　勝之君）

松川議員。

６番議員（松川　秀康君）

清洲城周辺には清洲公園やふるさとのやかたなどの施設がありますが、どこまで指定管理者制度導入を考えておられますか。

議　　長（八木　勝之君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦　庄治君）

コロナ禍におきまして、観光施設の入場者数が総じて減少しております。清洲城でも半減している現状におきましては指定管理者制度を受託する事業者にとってリスクが大きく、また、本市にとっても現状の管理経費を大きく上回る多額の委託料の負担が生じることが現状では明らかになっています。受託者が慎重になっている現状では、委託範囲を公園や清洲公園駐車場、清洲ふるさとのやかたを含めた複合委託をした場合、事業規模が大きくなるに比例してリスクも大きく高まります。また、清洲ふるさとのやかたでは、来年度に予定しております市内企業や事業者の製品販売や情報発信の機能強化を含めた店内改装が予定されております。加えて、清洲公園駐車場の総合福祉センター来館者の使用現状などの理由から対象とはせず、まずは清洲城のみ導入対象として検討してまいります。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

松川議員。

６番議員（松川　秀康君）

それでは、清洲城に導入した場合の予想される具体的なメリットをお聞かせください。

議　　長（八木　勝之君）

梶浦産業課長。

産業課長（梶浦　庄治君）

まず、柔軟な料金体系の変更が可能になることから、送客によります手数料負担が必要な旅行

会社との入場兼販売契約が可能となりまして、また、高速道路や主要幹線の好立地、バスを含め利用駐車場を有することの有利性によりまして、団体客などの入場者数増加が期待できます。

また、公共施設によるキッチンカーやイベント利用への貸出しへの制限緩和が可能となりまして、また、民間事業者のノウハウ活用によります周辺施設一体ににぎわい創出が可能となります。

さらに、あいち朝日遺跡ミュージアムやキリンビール名古屋工場との連携についても様々なアイデアが期待されます。受託事業者の手がける他の指定管理者制度、受託施設などとの広域的な連携も期待できると考えております。

以上です。

議　　長（八木　勝之君）

松川議員。

６番議員（松川　秀康君）

では、現状での導入スケジュールの見込みをお聞かせください。

議　　長（八木　勝之君）

梶浦課長。

産業課長（梶浦　庄治君）

前段でも答弁させていただきましたが、早急な導入につきましてはリスクが高く、現在、その適正な導入時期としては逸していると考えております。将来的な制度導入は不可避であると考えているため、城郭観光施設として制度受託実績や意欲ある事業者を見極め、ヒアリングを重ねながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議　　長（八木　勝之君）

松川議員。

６番議員（松川　秀康君）

コロナによる入場者数の減少で現時点では指定管理業者にしても収益性が悪い、市側の負担も逆に増えてしまうということですので、今後、コロナの状況や入場者数の増加の状況を見ながら、適切な時期に指定管理者制度に移行していただくようお願いいたしまして、私からの質問は終わります。

議　　長（八木　勝之君）

以上で、松川議員の質問を終わります。

次に、大塚議員の質問を受けます。

大塚議員。

＜　７番議員（大塚　祥之君）登壇　＞

７番議員（大塚　祥之君）

議席番号７番、新世代、大塚祥之でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告どおり一般質問させていただきます。

私からは大きく２点、よろしくお願い申し上げます。

１　３回目ワクチン接種について。

新型コロナウイルス感染収束の鍵を握る３回目のワクチン接種について、岸田総理は１１月１０日の会見で１８歳以上の希望者全員を対象に１２月から開始すると述べられております。２回目接種後、８か月以上経過した医療従事者からとなり、３回目の接種で使用されるワクチンは特例承認を受けたファイザー社製となり、対象は１８歳以上ですが、１２歳から１７歳についてはファイザーからの安全性と有効性に関する治験データ提出後、対象年齢の引下げを検討する見通しとなっております。

また、モデルナ社も３回目の追加接種に向け、１１月１０日に承認申請を行い、厚生労働省は来年３月から予定している職域接種にモデルナワクチンを使用できるよう審査を急ぐ方針としています。１１月１５日には厚生労働省のワクチン分科会がモデルナを打った人がファイザーを打つ「交互接種」が可能かどうかを判断し、３回目のワクチン接種に向けての体制が確立されつつあります。

アメリカの国立衛生研究所の臨床試験の結果は、どのワクチンの接種を完了した人でも、ファイザーやモデルナワクチンの追加接種を受けた場合、２週間後には従来の新型コロナウイルスに対する中和抗体の値が１０倍から３０倍程度になっていて、免疫の反応が強化されることを示唆しています。

６か月から８か月たつと、どうしてもウイルス抗体価が下がってブレイクスルー感染を起こしやすく、第６波が１２月から再拡大するという予測の中で、市民の皆様にとって３回目のワクチン接種は非常に関心の高いものとなっております。そこで、本市におけるワクチン接種のスケジュールについてお伺いいたします。

２点目、本市における投票率向上についてであります。

第４９回衆議院総選挙が終わり、愛知県では５５．９７％で前回に比べ１．３２ポイント高く

なり、本市においても５５％という投票率となりました。選挙は民意をくみ取るものであり、現状の投票率向上のために新たな取組が必要だと考えます。

マスメディアは若者の投票率向上に有効な施策について調査し、「インターネット投票の導入」、「投票すると割引を受けられるサービス等の拡大」、「投票できる場所を増やす」などが効果の高いものとして挙げられています。他の自治体でも投票率向上のため、こういった取組に力を注いでいます。今後、本市で執り行われる選挙に対し、投票率向上のため、以下お伺いいたします。

①今回の衆議院総選挙における年代別の期日前投票率と総選挙最終投票率に対しての総括は。

②期日前投票所の増設についてのお考えは。

③施設・特養入居者に対する不在者投票施設の状況は。また、投票者数の何％に当たるか。

④若者・高齢者の投票率向上に対しての御所見は。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

最初に、１の質問に対し、寺社下新型コロナウイルスワクチン接種対策室長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下　葉子君）

新型コロナウイルスワクチン接種対策室の寺社下でございます。御質問にお答えをさせていただきます。

国の自治体に対する説明会が１１月１７日に行われ、接種方針が打ち出されました。３回目の追加接種につきましては、現時点では２回目接種から原則８か月を経過した１８歳以上の方が対象となります。接種券の発送は接種対象時期を間違うことがないよう、また予約に混乱を生じないよう分散して発送をしてまいります。

予約方法につきましては、令和３年１２月、令和４年１月の接種対象者は主に医療従事者の方々となりますので、市内の医療機関にお勤めの方には市が接種日程の調整を行い、その他の方は電話にて御予約をいただきます。令和４年２月以降に接種対象となる市民の方々については、１回目、２回目と同様にＷｅｂと電話による予約を行うとともに、健康推進課や各サービスセンターの窓口において予約の支援を実施いたします。

接種体制としましては、１回目、２回目に実施していた事前受付会場は設けず、現在、個別接種を実施していただいている５医療機関に加えて、新たに医療機関の拡充ができるよう医師会と検討を進めております。

その他、モデルナ社ワクチンについては、３回目の追加接種も大規模接種会場や職域接種の実施について県において検討されておりますが、その規模が不明確ですので、ファイザー社ワクチンと併せて、今後、接種体制を検討してまいります。

１回目、２回目ワクチン接種に加えて３回目の追加接種が始まりますので、市民の皆様に分かりやすく情報提供できるよう、接種券に同封するチラシや広報、ホームページなどとともに、すぐメール、市ＬＩＮＥ、キヨスマなどのＳＮＳも含めたあらゆる機会・媒体を利用して周知を行い、接種が円滑に進むように努めてまいります。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

まず、確認ですが、前回の全員協議会での説明内容と変わらないという認識でよろしかったでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下　葉子君）

１１月１９日に全員協議会の御報告をさせていただいた内容と変更はございません。

議　　長（八木　勝之君）

大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

今の答弁の中にワクチン接種体制について対象者に分かりやすく情報提供ができるように接種券に同封するチラシや広報、ホームページなどを利用してということなんですけども、接種は円滑に進むよう努力していくということです。これは場合によっては広報の臨時号などの発行を考えてらっしゃいますでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下　葉子君）

１回目、２回目接種のときには通常の広報以外にも臨時号という形で広報を発行しておりましたが、通常の広報には校了日の関係上、掲載が間に合わない内容や通常の広報を補足するような

内容を掲載しておりました。追加接種におきましては、今のところ通常の広報において随時情報をお伝えしていく予定ではございますが、必要性が生じた場合には臨時号の発行も検討してまいります。

　また、１回目、２回目接種の際にも国などの通知により、急遽、体制の変更があった際には、市ホームページ、すぐメール、市ＬＩＮＥなど、様々な媒体を利用して周知してまいりましたので、このような体制は追加接種の際にも継続してまいります。

　なお、個別通知に案内チラシも同封しておりますので、詳細な医療機関の情報などはそちらにも掲載をしてまいります。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

　国等の通知により、急遽、体制等の変更はある場合も出てくるかと思います。こちらもしっかりと周知していただけるようお願いいたします。

　現在、個別接種を実施しております５つの医療機関に加えまして、新たな医療機関の拡充ができるよう医師会と検討を進めているとの答弁でありました。具体的な内容、分かる範囲で結構なので、お聞かせください。

議　　長（八木　勝之君）

　寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下　葉子君）

　現在は、医療従事者の方々の接種について個別医療機関と日程ですとか接種場所などについて調整を行っております。また、順次、御報告をさせていただきたいと思います。

　以上です。

議　　長（八木　勝之君）

　大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

　医療従事者の方々への接種について、予約方法等は今、理解しました。しかし、令和４年２月以降の接種対象者に円滑なワクチン接種を行うために、いつまでにワクチン接種の体制を構築する御予定なのか、お伺いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下　葉子君）

現在、医療従事者の体制を整備しておりますが、その体制が、直接、市民の方々の接種に引き継がれる部分も多くございますので、１月中には接種体制を構築してまいりたいと考えております。

以上です。

議　　長（八木　勝之君）

大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

今、１月中に構築すればということでしたけども、確認なんですけれど、１月中に構築できれば２月から高齢者に向けた３回目のワクチン接種に間に合うという認識でよろしかったですか。

議　　長（八木　勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下　葉子君）

議員のおっしゃられるとおりです。

以上です。

議　　長（八木　勝之君）

大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

現在、医療従事者の体制を整備して、その体制が、直接、市民の皆様方の接種に引き継がれる部分が多いということですけども、先ほどお伺いした調整中の個別医療機関でのワクチン接種が可能になり、より多くの個別医療機関・会場で行うことができる。また、この検討も１月中には決まるという認識でよろしいですか。

議　　長（八木　勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下　葉子君）

そのとおりでございます。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

　こちらもしっかりよろしくお願いいたします。

　２回目のワクチン接種から８か月たった方が、３回目の接種に当たり、その間に他の自治体に引っ越しをされた場合、接種歴が照合できない問題が指摘されて、政府は１２月中旬から、各市町村が前に住んでいた自治体に照合できるように発表するとしていますが、本市においても対象者の方はいらっしゃると思います。このケースでの接種券の発送について何か課題等ございましたらお聞かせください。

議　　長（八木　勝之君）

　寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下　葉子君）

　清須市に転入をされた方のうち前住所で全く接種をされず、転入後２回とも清須市で接種をされた方、また１回目は前住所で接種をされて２回目を清須市で接種をされた方については清須市で新たな接種券を発行しまして、その接種記録というものはＶＲＳに登録をされております。

　しかしながら、前住所で２回接種をされて清須市に転入をされた方については、清須市のＶＲＳに登録がございません。そのような方については、１２月号広報にも御案内をさせていただいておりますが、接種済証と本人の確認書類を健康推進課の窓口に御持参いただくか郵送にて申請をいただいて、接種の期日が参りましたら、こちらのほうから接種券一体型予診票を発行させていただきます。

　今後につきましても、国の通知を確認しながら、市民の方がより円滑に３回目の接種ができるようにしてまいります。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

　１２月の広報に掲載した内容をもう暫く掲載していくべきかと考えます。こちらはいかがでしょうか。

　また、先ほど転入の手続の際にこういったケースはどのような御案内をされているのか、お伺

いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下　葉子君）

広報やホームページに掲載をするとともに、市民課の窓口におきまして転出時には転入された市町村において問合せをいただくようなチラシをお渡しするのと、転入された方につきましては、市民課のほうで各種届出各課対応表というものをそれぞれお渡ししまして、その中に１回目、２回目未接種の方や３回目接種の方など、分かりやすくワクチン接種に関する内容を入れて御案内をさせていただいております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

今、手続の件も伺いました。こちらも重要なことなので、しっかりと市民課と連携して、漏れがないようよろしくお願いいたします。

厚生労働省が５歳から１１歳へのワクチン接種を早ければ２月頃から始める可能性があるという、接種を担う自治体に準備を進めるように要請していますが、本市の３回目の接種日と日程が重なります。どのような点に注意をされて体制を構築する必要があるのか、お伺いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下　葉子君）

現在、５歳から１１歳のワクチン接種につきましては、令和４年２月からの実施に向けて準備を進めるように通知が来ており、この時期は、議員のおっしゃられるように、高齢者の方々の３回目の接種と重なっております。

５歳から１１歳のワクチンは現在ファイザーとなっておりますが、１２歳以上と異なりまして、１バイアルが１０人分で、摂取量も異なります。接種医療機関を分けるですとか、接種日を分けるなど工夫して、間違いが生じないようにしていく必要がございます。小児への接種であるため、接種に関しましては保護者や子どもさんが検討ができるように、副反応なども含めて様々な情報について提供をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

全国で１２月１日から医療従事者へのワクチン接種が始まっております。また、新たな変異株オミクロン株の流行が懸念される中で、国レベルで新型コロナウイルスを制圧していくために３回目のワクチン接種を順調に進めていくことが必要だと考えております。

岸田総理が６日の臨時国会で行う所信表明演説で、ワクチン接種を８か月を待たず、できるだけ前倒しする方針を打ち出すという中で、本市も国の動向にしっかりと注視をしていただきまして、職員の皆さん、医師会の皆さん協力の下、３回目のワクチン接種体制の早期の確立、先ほど５歳から１１歳の方、いろいろな問題があるかと思いますけども、５歳から１１歳のワクチン接種に対しても安心して接種できる体制づくりということをお願い、要望いたしまして、１番目の質問を終わらせていただきます。

続いて、２番目①と②、一括答弁でお願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

次に、２の①と②の質問に対し、楢本総務課長、答弁。

総務課長（楢本　雄介君）

総務課、楢本です。

それでは、まず、２の①の御質問についてお答えいたします。

令和３年１０月３１日執行第４９回衆議院議員総選挙における本市の期日前投票の投票率につきましては１４．０８％で、年代別投票率につきましては、１０代が１０．３８％、２０代が１１．７３％、３０代が１２．０６％、４０代が１２．２５％、５０代が１５．２４％、６０代が１８．１９％、７０代が１７．９５％、８０代が１３．６０％、９０代以上が６．７１％となっており、年代が上がるにつれ投票率は上がっており、６０代が一番高くなっております。

次に、最終的な投票率につきましては５５．００％となっており、先回の平成２９年の選挙より約３％投票率が上昇しましたが、期日前投票につきましては減少しております。

また、他市町の投票状況を見ましても、期日前投票の投票率が高い市町の最終投票率が必ずしも高くなっているとは言えず、期日前投票率の上昇が投票率の向上につながるとは一概に言えないと考えられます。

続いて、２の②の質問についてお答えいたします。

期日前投票所の設置数については過去に２度ほど選挙管理委員会で諮っておりますが、本市は他の自治体と比べて市域が狭く、また、必要経費や適正な選挙執行の観点からも複数の投票所を設置する必要性が感じられないことから、清須市においては１か所が妥当であるとの結論に至っております。したがいまして、本市としては期日前投票所を１か所としつつ、全体の投票率を上昇させるよう選挙啓発に努めてまいります。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

県内にあります他市町におけます期日前投票所の設置状況等、分かる範囲で結構なんで、伺います。

議　　長（八木　勝之君）

楯本課長。

総務課長（楯本　雄介君）

愛知県内で人口規模が同等の１１市、いわゆる類似団体と言われるものなんですが、こちらは２か所設置している自治体は４団体ございます。そのうち選挙期間中、全ての期間で２か所を設置しているというのは１団体だけになります。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

今の御答弁にありました２か所の設置の類似団体について、詳細なことをお聞かせください。

議　　長（八木　勝之君）

楯本課長。

総務課長（楯本　雄介君）

犬山市の期日前投票比率が１９．９９％です。最終投票率は５９．４％になっております。知多市の期日前投票率は２０．７４％、最終投票率が５７．２４％となっております。愛西市の期日前投票率が１６．４２％、最終投票率は５５．９７％です。長久手市の期日前投票率は２０．

２９％、最終投票率が６０．２０％になります。そのうち犬山市のみが期日前１１日間の実施をしております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

ありがとうございました。

全国的に見ましても、大型商業施設やショッピングセンターでの期日前投票所の設置というものが増えていると、私的に投票率が高くなっていると思いますけども、選挙管理委員会でこの件についての議論・検討というものは行われたのでしょうか、伺います。

議　　長（八木　勝之君）

椙本課長。

総務課長（椙本　雄介君）

先ほど答弁させていただきましたが、平成２１年と平成２９年に選挙管理委員会の協議事項として諮っております。期日前投票率が高くなることによって全体の投票率が上昇するという判断はされておりません。今回の衆議院議員の総選挙においても複数の期日前投票所を設置したが、全体の投票率に寄与していると言えない市町もございますので、過去の協議結果を見直す状況ではないと考えられます。

また、全国的に増設が進まないのはセキュリティ確保のための専用回線の敷設、そして、システム導入などの高額な費用が必要であるということが大きな理由になるのですが、設置している自治体のほうの聞き取りをいたしますと、商業施設側のほうから集客につながるという理由から費用負担の申出があった、ということで設置をしたという市町が多いということで聞いております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

増設が進まない理由として、今、セキュリティやシステム導入など高額な費用がかかってしまうということでしたけども、具体的にお聞かせください。

議　　長（八木　勝之君）

楢本課長。

総務課長（楢本　雄介君）

専用回線を敷設する必要がございますので、その導入費用としてまず約１００万円、この専用回線につきましては選挙中だけ使うということはできず、選挙あるなしにかかわらず、年間維持経費といたしまして約４０万円ほどの負担が必要になってまいります。

また、投票所に配置する会計年度の職員、それから投票立会人の手配・手当などが１日当たり約１０万円ほど、そして参議院議員の選挙に置き換えますと、１６日間で約１７０万円が加わります。また、その際には、正規職員が２名ほど張りつけのために配置するという必要がございます。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

ただいまの説明、よく分かりました。

選挙管理委員会での協議事項の中で、本市では鉄道や大学での啓発や小学校での出前講座、またスーパーマーケットでの店内放送などの活動を継続的に行うことが投票率向上につながると考えるとのことでした。今回の衆議院総選挙ではこのような活動をされたのかどうか、お伺いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

楢本課長。

総務課長（楢本　雄介君）

今回の衆議院議員総選挙におきましては、コロナ禍のため啓発活動は自粛をしておりました。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

コロナ禍なんですけども、スーパーマーケットでの店内放送であるんであれば非接触なので、こちらはぜひ今後の選挙に活かしていっていただきたい、推奨していただきたいと思いますけど

も、こちらはいかがでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

　楢本課長。

総務課長（楢本　雄介君）

　ただいま御指摘のとおり、スーパーマーケットなどの店内放送におきましては、投票を呼びかけること、これについてはリスクはないため、店舗に協力が得られるよう検討していきたいと思います。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

　こちらはぜひお願いしたいということでお願いいたします。

　先の答弁で、セキュリティやシステム導入など高額な費用がかかるため、他市町においても期日前投票所の増設があまり進まない状況だと思われますけども、やはり大型商業施設、ショッピングセンターなどで投票できるということは、有権者の利便性という面からも大変有効なことだと考えます。選挙管理委員会との協議の中で恒常的な検討課題としていただくように要望させていただきます。

　次の質問お願いします。

議　　長（八木　勝之君）

　次に、２の③の質問に対し、楢本総務課長、答弁。

総務課長（楢本　雄介君）

　２の③の質問についてお答えいたします。

　不在者投票ができる施設は、法令に定められた一定の施設であることのほか、投票を実施するに当たって適切な投票会場及び人員体制が確保できる一定の規模を有することが要件で、県により指定を受ける必要があります。本市におきましては、３医療機関、１老人保健施設、３特別養護老人ホームの指定施設があります。

　本市における不在者投票状況は、今回の第４９回衆議院議員総選挙においては、請求のあった施設４７施設、請求者は１０７人で、実際投票いただいたのは１０２人でした。また、全体投票者のうち０．３％の方が施設における不在者投票制度を利用されました。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

本市からそれらの施設に対しまして、投票の案内を促しているかどうかということをお聞きいたします。

議　　長（八木　勝之君）

楢本課長。

総務課長（楢本　雄介君）

入所者の個人に対して入場券を送付しておりますので、それぞれの選挙ごと様々な啓発が行われております。したがって、特段これに対してはしておりません。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

選挙につきましては施設側もよく理解しているかとは思いますけども、こういった新規に設置される施設もあると思われます。何らかの形で積極的な投票を促す啓発というものをお願いして、次の質問お願いします。

議　　長（八木　勝之君）

最後に、２の④の質問に対し、楢本総務課長、答弁。

総務課長（楢本　雄介君）

２の④の質問についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大以前には、若い有権者へ向けての主権者教育として、毎年、市内の小中学校から２校に対し市の選管職員が学校へ出向き、選挙に関する講話や模擬投票などの選挙出前トークという事業を行っております。その他、選挙当日の投票所の事務に学生アルバイトを雇用することや、夏休みの宿題として、明るい選挙啓発ポスターを市内の小中学生に募集することで、若い有権者へ対する啓発を行ってまいりました。新型コロナウイルス感染症の発生状況によりますが、今後、この活動についても実施していきたいと考えております。

また、高齢者の投票率の向上につきましては、投票所へ足を運ばなくても投票ができる郵便投

票等の不在者投票制度の活用が投票率の向上につながると思われますが、こちらは法令等により一定の要件を満たした方のみが利用できます。今後、不在者投票制度の対象者の拡充等については、遅滞なく対応できるように、法令等の改正を注視してまいります。

投票率の向上につきましては、清須市全体として、若年層、高齢者層に限らず、幅広い層の有権者に向けて様々な啓発を行う必要があると思われますので、若年層・高齢者層に限定せず、選挙啓発に努めてまいります。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

大塚議員。

７番議員（大塚　祥之君）

今、若年層・高齢者層に限定せず選挙啓発をしていくということですけども、やはり若い方の投票率というものは芳しくありませんし、投票所へ来ることが難しい高齢者もいるということは事実でございます。投票率の向上に効果があると言われていますインターネット投票や郵便投票の拡大などは法改正等が必要であり、本市単独でできることではないと理解しております。こういった状況も理解はしておりますけども、本市として投票率を上げるため、啓発のためにできること、例えば電子投票システムやバス・タクシーによる無料送迎、移動投票所などの導入について今後検討していただき、また、コロナ禍により啓発事業を自粛していたとのことでしたが、今後の状況を見据え、学校での地道な主権者教育の継続も併せて要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議　　長（八木　勝之君）

以上で、大塚議員の質問を終わります。

ここで、１１時５分まで休憩といたしたいと思います。

（　時に午前１０時４９分　休憩　）

（　時に午前１１時０５分　再開　）

議　　長（八木　勝之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、高橋議員の質問を受けます。

高橋議員。

＜　１４番議員（高橋　哲生君）登壇　＞

１４番議員（高橋　哲生君）

議席番号１４番、会派、新世代、高橋哲生でございます。

私からは、生活道路の交通安全対策ということで質問をさせていただきます。

我が国では、交通事故による死者のおよそ半数が身近な道路で発生しており、生活道路における交通安全対策の推進は政府の方針としても喫緊の課題と位置づけられております。愛知県内におきましては、令和２年度死者数１５４名、そのうち高齢者が８０名、そしてそのうち歩行者が３８名、自転車で亡くなった方が２１名と、多くの方が亡くなっております。本市においても１１月１６日午後３時４０分頃、下河原の堤防道路で散歩に行く途中だった７７歳女性が軽自動車に跳ねられ死亡するという痛ましい事故が記憶に新しいところであります。ここに謹んで哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げます。

また、本日記述はしてませんでしたけども、数年前にも清須市に西枇杷島町地内の庄内川堤防道路で交通死亡事故がございました。言うまでもなく、本市は堤防道路の多いまちでございます。堤防道路でスピードを上げるということはかなり多いと認識しておりますが、二度とこのような事故が本市で発生しないように、堤防道路上の交通安全対策を今まで以上に講じていただくことをここでお願い申し上げたいと思います。

さて、令和３年３月２９日、政府決定の第１１次交通安全基本計画では、「交通事故のない社会を目指して」、そして「人優先の交通安全思想」を基本とし、「高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築」を基本理念として掲げ、「生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」を推進しているところであります。超高齢・少子社会の進展の中ではお年寄りや子どもたちが健康的に活動し、安全で安心して暮らせる地域を構築することが、これまで以上に求められております。翻って我が清須市の状況はいかがでしょうか。

高度経済成長以来の自動車優先思想からまちづくりが抜け切れていないのではないか。道路交通網の発展、名古屋大都市圏の一部という利便性の中で生活道路の安全確保はおくれを取ってきたのではないか。コロナ禍で気づいた、かけがえなのない日常生活で、ほっとするような感性を後回しにしてきたのではないのかと思いがめぐるところです。

例を挙げますと、幹線道路からの抜け道としての生活道路への自動車の流入、しかも速度は３０キロ以上で大変危険です。子を持つ親として、自動車が多く、子どもたちを外で遊ばせることにも躊躇します。高齢者が歩いたり、車椅子・ベビーカーが通るには穴だらけのガタガタな道

路、壊れて危険な道路側溝、消えかかった道路標示、歩行すると体が斜めになる勾配のある歩道、段差、バリアフリーとは言い難く、つまずきやすい、それ故歩くことを控えてしまう。生活道路を歩いているとそういう場所が目につきます。

少子高齢社会の真っただ中、そして、「安心」で「快適」で「魅力」ある清須市をつくるためにも、身近な生活道路を歩行や自転車などの簡易な手段で安全かつ自由に移動でき、かつ交通事故がなく、お年寄りから子どもまで元気に生き生きと活動できる、人優先の歩行空間として再構築していくことを行政と市民が一丸となって真剣に取り組んでいかなければならないと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

①本市の生活道路における安全性についての現状認識と把握している課題は何でしょうか。

②生活道路の交通安全対策の方針

③方針に基づいたハードとソフト両面の具体策

以上、３点にわたり御答弁をお願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

最初に、①の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

土木課長の松村です。よろしくお願いいたします。

①の安全性についての現状認識及び課題についてお答えさせていただきます。

生活道路の安全性につきましては、議員の御質問のありましたように幹線道路からの通過交通の抜け道となっており、清須市においては河川を渡る国道や県道に車が集中し、渋滞を避けるために生活道路へ車が進入すると考えます。このため歩行者や自転車の通行に危険であると認識をしております。

さらに生活道路での交通死亡事故件数の減少割合は、幹線道路の交通事故数の減少割合と比べると少ないということから、生活道路での一層の安全の確保が重要であります。このため、本来、幹線道路を走行すべき自動車が渋滞を避けて生活道路へ流入することから、この流入する自動車を防止するよう幹線道路における交通安全対策、交通流の円滑化を進める必要があると考えております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

高橋議員。

１４番議員（高橋　哲生君）

本市の現状として渋滞を避けるため幹線道路からの生活道路への抜け道としての流入が多く、歩行者や自転車の通行に危険であるという認識だという答弁でございました。そして、生活道路への流入防止が課題であるとの答弁でありました。

危険ということをおっしゃいましたけど、危険であってはいけませんので、危険じゃないようにしていくということが大切です。そこで、本市の生活道路は歩行者や自転車にとってどのくらい危険なんでしょうか。特に高齢者、子どもたちの安全は確保されているんでしょうか。事故の現況や把握している危険箇所はどれくらいあるのでしょうか。危険箇所の特徴はどんなものがあるのか、現状把握をお伺いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

歩行者や自転車の乗車中の死亡者数が全体の半分を占めております。また、歩行中や自転車乗車中の死亡事故の半数が自宅から約５００メートル以内で発生していると言われております。７５歳以上の高齢者の死亡事故件数が高い等の統計結果があります。これにより十分な安全対策は確保されているとは一般的には言い難いと考えています。

本市での事故発生の状況につきましては、令和２年度では２６２件の交通事故が発生し、このうち死亡事故が２件でございます。また、このうち子どもや高齢者の市道での事故は１８件が発生しております。令和元年度は３４９件の交通事故が発生しておりまして、このうち２件の死亡事故が起きております。子どもや高齢者の市道での事故が２５件になります。これらの子どもや高齢者の事故の詳細は不明ではございますが、状況を把握することは難しいものでございます。

事故の発生形態から見ますと、出会い頭の事故が多いということになっておりますので、信号機の設置されてない交差点での事故が発生しているものと考えます。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

高橋議員。

１４番議員（高橋　哲生君）

事故の件数のことで御報告があったんですけど、詳細が不明ということで、状況を把握することが難しいということです。どの場所でどんな事故があったのか、原因は何なのか分析できるよ

うな詳細な情報を警察から常に得て、状況をまず把握する必要があると思いますけども、これは可能なんでしょうか。この点は総務課のほうからお答えいただけますでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

　楢本課長、答弁。

総務課長（楢本　雄介君）

　総務課、楢本でございます。

　交通事故の発生状況につきまして、件数だけになりますが、県民安全課より前日分を毎日メールにて情報提供をいただいております。ただ、こちらは件数だけでございまして、詳細な情報についてこちらの報道発表以外は個々のケース対応となります。

　交通事故につきましては、不慮の事故だけではなくて犯罪等の事件性のある場合も含まれます。警察の事件捜査に支障を来したり、関係遺族への配慮等もございますので、全ての情報を常に即時に開示するということは難しいようです。

　ただ、収集したい情報を限定し、一定期間ごとというような猶予があれば提供していただくことは可能かと思われます。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　高橋議員。

１４番議員（高橋　哲生君）

　今、総務課のほうから、一定期間ごとであれば、事故の発生場所や状況などの限定した情報であれば、警察より提供してもらえることでありました。その情報を基に生活道路での安全対策に利活用するお考えはございませんか。

議　　長（八木　勝之君）

　松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

　土木課の松村です。

　警察より提供していただいた情報とか通学路の交通安全プログラムにより、危険な箇所と指摘があった場所を精査して事故原因等の分析・検討を行いまして、次回開催する通学路安全プログラム会議におきまして、警察より提供していただいた情報を活用して安全対策の計画策定に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

高橋議員。

１４番議員（高橋　哲生君）

ぜひ、この点、お願いいたします。

警察からの交通事故に関する詳細な情報を基に現状を把握して、分析して、対応を探ることが重要だと思いますので、今後も警察との情報共有を緊密にしていただくことをお願いします。また、獲得した情報です、これは市民の皆様に対してもぜひ情報提供していただきたいと思います。

例えば、たまたま昨日、あま市の例をホームページで見たんですけど、ひやりマップということで、マップ上にどこで事故が起きたかということを掲載して、事細かくこういった事故が起きたというような啓発もやっている例もございますので、そういった方法であるとか、また、本市には様々な情報伝達媒体があると思います。そういったものを活用しながら、市民の皆様にまずは情報共有、情報伝達をお願いいたします。

では、次、行ってください。

議　　長（八木　勝之君）

次に、②の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

②の交通安全対策の方針についてお答えさせていただきます。

交通安全対策の方針につきましては、通学路の安全対策について、清須市通学路交通安全プログラムを策定しておりまして、各学校で生活道路の危険箇所の情報に基づき、「通学路交通安全プログラム点検」によって危険箇所の対策法案を検討して実施してまいっております。

具体的には、カラー舗装や防護柵、警戒標識の設置なども含め、県道管理者である愛知県や警察署と連携を図りながら、適切な対応を探り、安全対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

高橋議員。

１４番議員（高橋　哲生君）

ただいま御紹介いただきました清須市通学路交通安全対策プログラム、これは平成２７年に清須市通学路安全推進会議が策定したものであります。このプログラムにのっとり、各小学校が

４年に１回のローテーションで通学路の安全点検をし、対策するものと認識しております。主体は学校や保護者で、意見を集めて通学路の交通安全を点検し、実効的な対応をされていると承知しております。

しかしながら、対象が通学路に限られていることや参画している方々が学校や保護者に限られております。そこで、今回、方針ということを私、質問として出させていただいたんですけども、一度、清須市としての交通安全に関する理念や目標、方針などを整理して、体系的にまとめてはいかがでしょうか。そして、それを市民の皆様にお示しして、オール清須市で共有し、共に交通安全対策に取り組んでいく必要があるのではないでしょうか。

そこでお尋ねいたしますが、交通安全基本法第２６条の交通安全計画策定と第１８条の交通安全対策会議を設置するお考えはありますでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

楢本総務課長。

総務課長（楢本　雄介君）

総務課長、楢本です。

市町村の交通安全計画につきましては努力義務とされているところでございまして、県内の自治体の約５割が策定しております。当市を含めて未策定の市町は比較的小規模の自治体が多く、必要性が大きくないと判断されているようです。当市におきましては、交通安全計画に準ずる位置づけといたしまして、年次における交通安全関連事業計画書に基づき実施をしております。

また、当市は、上位計画である愛知県交通安全計画の実施機関である西枇杷島警察署の所在地であり、密なる連携が可能なため、実情に応じた市内交通安全の推進が可能となっております。しかしながら、その必要性につきましては、策定市町からの効果等を調査させていただき、今後の参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

高橋議員。

１４番議員（高橋　哲生君）

ぜひ、先進自治体の策定状況を調査させていただいて、前向きに策定を検討していただくことを要望いたします。

それから、本市には交通安全推進協議会があります。その規則第２条で交通安全対策の計画の

策定が掲げられております。ぜひ、ここでもんでいただければと思いますけども、計画を策定していく段になりましたら、学識経験者を交えるなどして、今の協議会自体の多様なメンバー構成、もうちょっと充実していただくことを要望したいと思います。

　それから、国においても交通安全基本計画というものがあるんですけれども、それは内閣総理大臣が会長を務める中央交通安全対策会議が策定しておりまして、官邸主導によって交通安全対策は推進されております。

　本市の交通安全推進協議会も永田市長が会長となっておりますので、いま一度、永田市長から、交通安全計画を策定することに関して御見解を伺いたいと思います。

議　　長（八木　勝之君）

　永田市長。

市　　長（永田　純夫君）

　交通安全、そして交通事故防止、本当に大切な施策だというふうに思ってます。今月から交通安全県民運動が始まったんですけども、昨日、清須の交通安全協会の皆さんが自転車ヘルメットのキャラバンを作られまして、恐らく県内でも例がないそうなんですけども、昨日早朝、西枇杷島警察署で出発式があったんです。本当に警察の皆さん、そして交通安全協会の皆さんの御尽力に感謝をいたしておるところでございまして、それで、御質問の計画のことなんですけども、今、総務課長が答弁いたしましたとおり、毎年、事業計画をつくって、それに基づいて交通安全対策を行っております。計画そのものにつきましては努力義務ということでもあるんですけども、策定をしている団体もあるということでございますので、しっかりとそこを調査して参考にできないかなというふうには思っているところでございます。

　いずれにしましても、尊い命が交通事故で失うということはあってはならんことだと思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

議　　長（八木　勝之君）

　高橋議員。

１４番議員（高橋　哲生君）

　永田市長ももともとは総務課出身だということを存じ上げております。ぜひ、永田市長の交通安全に対するリーダーシップを御期待申し上げ、よろしくお願いいたします。

　次、行ってください。

議　　長（八木　勝之君）

最後に、③の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

③のハードとソフト面の具体策についてお答えさせていただきます。

ハード面の対策といたしましては、先ほどから申し上げてます通学路交通安全プログラム点検により検討した対策案に基づき、対策を実施しているところでございます。

また、交通安全施設の改良工事によりまして、区画線等の引き直し、道路標識やカーブミラーの設置などを行っております。自動車の通過速度の速い箇所にイメージハンプを設置することにより、通過速度の抑制を図る安全対策も実施しております。

ソフト面の対策といたしましては、清須市交通安全協会におきまして、ゼロの日の早朝啓発活動や保育園交通安全教室、小学校交通安全教室等を実施していただきまして、交通安全の啓発を図るとともに、高齢者交通安全教室を開催していただきまして、交通安全への意識の向上に努めているところでございます。

また、先ほど質問ありましたけれども、自転車の交通事故の６割以上が主に頭部の損傷が原因となっているため、ヘルメットを着用することで死者の割合がおおよそ４分の１に低減すると言われていることから、自転乗車用ヘルメットの購入補助も実施しているところでございます。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

高橋議員。

１４番議員（高橋　哲生君）

ありがとうございます。

ハード対策として、通学路の対策や区画線の引き直しやイメージハンプの設置など、これまで実施した対策を述べていただきました。国の第１１次交通安全基本計画では、生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備の具体策としまして、最高速度３０キロメートル毎時の区域規制、ゾーン３０の整備推進、車両速度の抑制や通過車両の抑制によるエリア対策、ビックデータの活用による潜在的な危険箇所の解消、通学路や未就学児を中心に、子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため関係機関が連携して対策を推進すること、そして、高齢者・障害者等の安全に資する歩行空間の整備ということで具体策を掲げております。

本市の場合、生活道路への通過交通の進入の抑制と得度の抑制、歩行空間の確保が重要かと私は考えますけども、特に抜け道となるような道路とその進入口への対策としての車両通行止めで

あったり、進入禁止、一方通行、歩行者専用時間の確保などの道路規制に加え、道路標示、ハンプや狭さく、ライジングボラードの設置が効果的と存じます。まずは抜け道とそのエリア進入口の重点的なチェックを行い、必要な対策を講じていくべきかと存じますが、御見解をお伺いします。

また、区画線ですが、車両の通行抑制と歩行者空間の十分な確保のため、拡幅していくという視点が重要かと存じますが、その見解もお伺いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

議員の言われるとおり、通過交通の進入抑制や速度の抑制、通過交通の抜け道対策としてハンプや狭さく、ライジングボラードの設置等は、そこを日常的に利用しない区域外の者にとっては有効であると考えますが、一方で、生活道路を日常的に利用する地域住民にとりましては毎日の生活に多大な影響が及びます。このため、それらの設置に当たりましては、地域市民の御理解が得られるなどの合意形成が必要なことから、実現可能な地域から計画していくこととなると考えております。

また、抜け道の進入路の確認につきましては、交通安全プログラムでの点検で指摘される交通量の多い箇所と重なるところもございますので、安全プログラムで確認をしていきたいと思っております。

また、区画線の拡幅につきましても、拡幅することにより比較的に道路が狭く感じて、走行速度が減少するというような効果も見られます。また、反対に路上駐車が増えるということも懸念されるため、道路の沿線の利用や道路幅員等を踏まえて関係機関と協議を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

高橋議員。

１４番議員（高橋　哲生君）

ありがとうございます。

今おっしゃられたように、当然、物理デバイス設置に関しましては、地域の住民の方々の合意形成が必要であります。合意形成を図るように、ぜひ、住民の皆様の中に一歩飛び込んでいただ

きたいと思います。

歩行者空間の確保のための区画線の拡幅については、路上駐車が増加することが懸念されるとのことですが、そうだとすれば駐車禁止にすればいいと思いますし、そもそも生活道路は歩行者優先の空間という思想を徹底することが重要だと思います。ぜひ、区画線の拡幅は前向きに考えていただきたいと思います。

続けて質問をさせていただきますけども、ソフト対策では交通安全協会における啓発活動、交通安全教室やヘルメットの購入補助など現在の取組を述べられました。啓発教育でぜひお願いしたいのは人優先の交通安全思想の普及を徹底していただきたいと思います。

また、西枇杷島警察では、現在、取締りに力を入れていると伺っておりますけども、ぜひ、可搬型オービスでの市内の生活道路など、狭い道路での取締りを強化するよう要請をお願いいたします。

他にもソフト対策としましては、先ほども申し上げましたが、速度規制、通行規制などの交通規制が効果的だと思います。しかし、これも地域の合意を得ていくことが大変ハードルが高く、なかなか躊躇するところだと思いますけども、しかしながら、手をこまねいていても何も前進はしません。国は地域を国道や県道、幹線道路、河川、鉄道などでゾーン区分し、ゾーン内の地域住民が生活道路の安全対策について地域課題を抽出して対策を協議し、実施していくことを推進しております。警察庁のゾーン３０や国交省の生活道路対策エリアの取組というものがありますけども、こういった取組の推進に関しての御見解をお伺いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

椙本総務課長。

総務課長（椙本　雄介君）

総務課、椙本です。

今おっしゃられました地域住民が自分たちの住んでいる地域から交通事故をなくすために住民一人ひとりの意識が必要であるという御意見に対しまして、全くそのとおりだと思います。しかしながら、今、自治会ごとの考え方や様々な運営の形がございますので、地域主体の自主的な取組に対して市主導で一律に進めていくということは慎重に考えていく必要があると思います。

本市といたしましては、特定の地域からではなく、まず、市全体、全市民に対し交通安全思想の普及を第一に推進しております。ただし、こういった市民の協力なしに、運動を展開したり発展させることはできませんので、自治会、警察、各関係団体と良好な関係を保ちながら、そして

理解と協力を得ながら地域住民の声に耳を傾け、どのような手法でどうしたらいいかということで交通安全活動がより効果的になるよう検討していくことで交通安全対策につながると考えております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

高橋議員。

１４番議員（高橋　哲生君）

なかなか地域に入っていくということは職員の皆さんは躊躇されると思いますけども、生活道路のゾーン対策についても、今、総務課長からも慎重なお考えを伺いました。この点は国も強く推奨していますし、技術的援助や財政援助も用意されております。様々な先進事例があるので、ぜひとも研究していただきたいと思います。

また、本市でも、古城小学校区でのゾーン３０の取組、生活道路対策エリアとして４地区登録もございます。しかし、これも取組がストップしているようでございますので、いま一度、継続をしていくのか、再検討するのかも含めて検討していただいて取組を進めていただきたいと思います。

さて、最後になりますけども、繰り返しになるんですが、効果的な生活道路対策を進めるためには地域住民とコミュニケーションが何よりも重要だと思います。コミュニケーションができる仕掛けをぜひ工夫していただきたいと思います。コミュニケーションのために情報を発信していただきたいと思います。情報を発信すれば必ず返ってきます。そして、住民と行政の適度の間合いを模索しましょう。もちろん市の押しつけでは駄目だと思いますし、住民に全部お任せの放任放置でも駄目かと思います。住民の皆さんと情報を共有しながら、意見をぶつけ合いながら共感できる点を模索しながら進めていかなければならないと思います。

住民の皆様の側でも、気のある方は自ら交通安全対策を行っている例もございます。それは市内で散見されます。例えば、飛び出し注意の看板を自ら掲げている方だとか、ミラーを設置してスピード抑制を図っているような例も見ますし、自前のオービスを設置するという動きも伺っております。そういった住民との連携というものも必要かと思いますので、よろしくお願いします。

いずれにしましても、住民の皆様と進めていく中、パワーが要りますし、骨が折れると思いますけども、しかし、効果的な生活道路の交通安全対策はその道しかないと思いますので、ぜひ、行政もその点、一歩踏み出すことを前向きに考えていただいて、地域住民とともに前向きに一緒

になって安全な地域づくりができることを祈っております。私も協力いたしますので、ぜひ頑張っていただくことをお願いし、質問を終わります。

ありがとうございました。

議　　長（八木　勝之君）

以上で、高橋議員の質問を終わります。

ここで、お昼の休憩に入りたいと思います。

再開は、午後１時ジャストから行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（　時に午前１１時３９分　休憩　）

（　時に午後　１時００分　再開　）

議　　長（八木　勝之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小﨑議員の質問を受けます。

小﨑議員。

＜　８番議員（小﨑　進一君）登壇　＞

８番議員（小﨑　進一君）

議席８番、清政会、小﨑進一でございます。

議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

私のほうからは、大きく１つ、道路と側溝の維持管理についてでございます。

アメリカでは１兆２千億ドルのインフラ投資法案に大統領が署名されました。インフラは、地方経済の基盤であり、市民生活の質を向上させるものであります。インフラ整備が不十分であることは地域の発展を妨げることにもつながります。我が市においては、下水道事業、水道管耐震補強工事、４か所での土地区画整理事業また大型の民間企業誘致活動、河川改修等、積極的に整備が進められており、感謝はいたしております。しかしながら、それ以外の地域では歩道に雑草や段差があったり、側溝に泥の堆積により水の流れが悪かったりしている箇所があります。市が管理する道路は３５８キロメートルで、大変な距離であることは理解しております。市民の皆様の御協力と御理解をいただかないと管理できないと思っております。高齢化社会が進む中では、状況は厳しさを増すと考えております。市民の皆様が安心して暮らしていただくためには今まで以上の努力が必要だと思います。

そうしたことを踏まえて、以下の質問をさせていただきます。

①市民通報システム　スマレポきよすによる状況を教えてください。

②昨年、道路修繕工事費約２億円でどのくらいの距離修繕できましたか。

③都市計画区域内の道路の整備基準をお伺いします。

④道路排水の考え方について

⑤側溝清掃は自治会で行っていますが、できない箇所は市で行っていただけますか。

以上、よろしくお願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

最初に、①の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

土木課の松村です。よろしくお願いします。

①のスマレポきよすの状況についてお答えさせていただきます。

令和２年度からスマレポきよすによる通報を実施しております。そのうち令和２年度は年間で１５８件ございました。また、令和３年度につきましては、１０月末までですけども、６８件の通報がありました。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

同僚の議員からも質問があったことと同じですけれども、スマレポ、令和２年度の件数が全体で１５８件で、土木課所管の件数が１１８件とのことですが、その差４０件ありますが、どこの所管になりますか。

議　　長（八木　勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

４０件の内訳でございますけども、都市計画課の所管の案件が３２件、産業課の所管が5件、財政課の所管が1件、その他が2件ということになっております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

　都市計画課の所管の３２件の内容はどのようなものがありますか。

議　　長（八木　勝之君）

　長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川　久高君）

　都市計画課、長谷川です。

　３２件の内訳に関しましては、公園のお問合せがあったんですが、遊具の使用上の不具合に関するものが１１件、フェンス・トイレ・公園灯など遊具以外の施設に関する不具合によるお問合せが１７件、それ以外に草刈りの御依頼ですとか、ごみの放置の御連絡といったものがございました。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

　ありがとうございます。

　令和２年度の１１８件の通報の地区別件数はどのような状況ですか。

議　　長（八木　勝之君）

　松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

　令和２年度１１８件の通報の内訳ですけども、西枇杷島地区が２７件ございました。清洲地区が５５件、新川地区が２７件、春日地区が９件ということになっております。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

　情報が多いのか、少ないのがいいのか分かりませんけども、スピーディに対応していただくことによって市民の皆様も安心していただけると思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

　次、お願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

　次に、②の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

　②の昨年度の修繕した距離ということでの御質問につきましては、議員からの質問でありました道路修繕工事費約２億円ということにつきましては、令和２年度の主要施策成果報告書の土木費、道路維持補修費の工事請負費２億２０万２千６３５円のことと思いますけども、この事業費の中には車道や歩道の小規模な修繕工事費を含んでおります。これらを除いた純然たる道路修繕工事費は約１億１千７０万円になります。

　また、この費用による道路の修繕距離は約１千８００メートルになります。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

　修繕距離が１千８００メートルとのことでしたが、いつの道路の修繕を施工したのか、また、修繕した道路の延長はどれほどになりますか。

議　　長（八木　勝之君）

　松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

　令和２年度で修繕を行いました道路の箇所数につきましては、９路線になります。そのうちの延長、長いものにつきましては約９４０メートル、短い路線につきましては１３０メートルという路線になります。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

　９路線の場所はどのようになっていますか。

議　　長（八木　勝之君）

　松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

９路線のうち西枇杷島地区の修繕箇所が１か所でございます。清洲地区が２路線、新川地区も２路線、春日地区が４路線ということになっております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

令和２年度の決算書の約２億円には小規模な道路等の維持修繕工事費を含んでいるということで、この道路の修繕工事費は１億２千万円との答弁でしたが、このような純然な道路の整備費用の推移はどうなっていますか。

議　　長（八木　勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

この道路修繕工事費の推移でございますけども、平成２９年度が約１億３００万円、平成３０年度が約７千万円、平成３１年度が１億２千万円ほどになりまして、３年間の平均は約１億円ということになっております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

ありがとうございます。

次へお願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

次に、③の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

③の都市計画区域内の道路の整備状況につきましてお答えさせていただきます。

道路の整備基準につきましては、清須市宅地開発等に関する指導要綱において、新たに計画される道路につきましては基準を定めております。しかし、現在の道路は旧町時代に整備されたものが多く、また、地区によって形状が異なっている状況でございます。

都市計画区域内の道路という御質問に対しましては、市街化区域と市街化調整区域の道路が含

まれておりますが、必要に応じて整備を行うことになりますので、これらによって明確な区分はございません。

現在、路面性状調査、いわゆる道路ストック点検を実施しておりまして、この結果に基づいて早急に修繕が必要な箇所を抽出しておりまして、それに基づいて修繕工事計画を策定し、この計画に基づいて道路整備を進めているものでございます。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

道路ストック点検に基づいて道路整備を行っているとの答弁でしたが、これまで市が管理している道路の点検はどれほど終了しておりますか。

議　　長（八木　勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

市道の点検につきましては、平成２６年度から実施しております。そのうち１級市道と２級市道の点検につきましては５年に一遍ということで、２巡目の点検となってきております。それらを考慮いたしまして、令和２年度までに道路の点検全てが終了している延長は約２５２．２キロとなっております。これは市道の全てが約３８５．５キロございますので、７０％の市道の点検が終了しているという結果になっております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

７０％の市道の点検が終了しているということですが、修繕が必要な道路の延長の割合はどのようになりますか。

議　　長（八木　勝之君）

松村建設部次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

点検の評価結果を４つに区分しております。そのうち一番悪い、早急に修繕が必要な道路とい

うことになるんですけども、こちらの延長は約８５．３キロメートルになります。点検をやった２５２．２キロメートルの道路延長の割合からいきますと。３３．８％の道路が早急に点検が必要な道路ということになっております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

答弁があった８５．３キロメートルの内訳というか、どういった道路が破損状況になりますか。

議　　長（八木　勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

８５．３キロメートルの内訳につきましては、都市計画道路などの１級路線ですね、幅員が結構広い道路になりますけども、そこが約２．７キロメートルございます。

２級市道が約２．２キロメートルございまして、その他路線が８０．４キロメートルになっております。約９４％がそれほど幅が狭くない道路を占めているという状況でございます。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

まだまだ気の遠くなる年数が必要と思われますが、できる限り努力をお願いいたします。

少し視点を変えて、道路の雑草の管理についてお伺いしたいのですが、この２年間、コロナの影響で変わらないようですが、雑草が結構気になります。こういった点はいかがでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

確かに、この２年間、コロナ禍で地域の活動も控えられたということもございます。また、スマレポでも草刈り等の御依頼等が結構ありました。そういった意味では増えたのかもしれません。市といたしましても状況を確認しながら、危険な箇所については対応していくようにまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

特に、市街化調整区域の田畑については、以前から田畑の所有者に対して産業課より田畑周辺の草の管理をお願いしているのは承知しておりますが、高齢化により自分の所有地の管理も厳しくなっており、また、その周辺まで手が届かなくなってきておりますと。特に春日地区は市街化区域と市街化調整区域が半々ぐらいかと思います。

また、住宅より田畑の道路のほうが道幅が広く、舗装されていないところもございます。すぐにどうこうできないということは承知しておりますが、計画を持って前に進めていただくことを望みます。この答弁はこれで結構です。

次、お願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

次に、④の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

道路排水の考えについてお答えさせていただきます。

道路排水につきましては、清須市宅地開発等に関する指導要綱では、「道路排水施設は表面水を処理できる規模及び構造とする」というふうに指導しております。

また、愛知県の「道路構造の手引き」を準用しておりまして、この手引きに基づいて道路の形状や地形、沿道状況を勘案いたしまして道路側溝整備しており、生活に影響が出ないように整備をしております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

側溝は地区によって形状が違ったり、道路の途中で変わっていることがありますが、排水などには影響はありませんか。

議　　長（八木　勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

　側溝につきましては、合併前に整備したものや清須市になってから整備したもの、そして、個人の方が建築の際に承認工事として側溝整備していただいたものがあります。その中にはＵ字型の側溝だとかＬ型側溝、また舗装の勾配では、雨水の流下に支障がある場合なんかに設置します自由勾配等の側溝がございますが、形状の違いによる排水への影響はないと考えております。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　小崎議員。

８番議員（小崎　進一君）

　それでは、側溝の整備については、いつまでたっても進まないということですか。

議　　長（八木　勝之君）

　松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

　側溝の整備につきましては、危険な場所だとか修繕が必要な側溝など、状況に応じまして整備を進めてまいりたいと思います。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　小崎議員。

８番議員（小崎　進一君）

　病院や保育園、小学校など、気をつけてあげないといけない方々が多く集まるところに関しては優先的に対応が必要かと感じますが、いかがでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

　松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

　保育園や小学校に関しましては、危険がないように整備をしておりますけども、病院等に関しましても今後検討していきたいと思います。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　小崎議員。

８番議員（小﨑　進一君）

　よろしくお願いいたします。

　次、お願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

　最後に、⑤の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

　⑤の自治会等で行うことができない側溝清掃についてということでお答えさせていただきます。

　生活道路の側溝清掃につきましては、市が管理する側溝はその距離が膨大であり、側溝の清掃の全てを市で行うことはできない状況でございます。このため、地域活動の一環として地域住民の皆様による地先の道路側溝の清掃をお願いしております。その際には、コンクリート蓋を開ける器具の貸出しだとか、土砂等を入れる土のう袋の提供、清掃後の土のう袋の回収及び処分について市で行っているところでございます。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

　側溝の清掃は町内会で毎年行っていますが、側溝の蓋はコンクリート製のため重く、参加される高齢者にとっては大変な作業ですので、対策などについてはお考えはありますか。

議　　長（八木　勝之君）

　松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

　先ほど答弁させていただきました側溝蓋の開け閉めができる機械の貸出しの他に、側溝の新設や改良をする場合ですけども、側溝の延長に対して１０メートルに１か所、比較的重さが軽いグレーチング蓋をコンクリート蓋と換えまして、設置等をさせていただいている状況でございます。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

　市で道路側溝の清掃を行っているところはありますか。また、あるとすればどういったところ

を行っていますか。

議　　長（八木　勝之君）

　松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

　市で実施している側溝の清掃につきましては、土砂が８割以上堆積しているようなところで側溝の清掃をさせていただいております。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

　我が市では高低差がそれほどなく、日頃は側溝の水の流れも緩やかで、流れの途中で清掃が行われていないところですと堆積物が増えてしまいます。町内会の結束と協力が必要なことは十分理解しておりますが、高齢化や町内会不参加、地域面積の割には人口が少ないエリア、今後厳しさを増します。災害を考える上でも側溝清掃は大切であります。市としてできることにも限りがございますが、どのようにお考えでしょうか。

議　　長（八木　勝之君）

　松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

　市の土木課でできることにつきましては、先ほど御答弁させていただいておりますことになりますけども、市民の皆様の御協力はどうしても不可欠でございます。広報等を通じて市民の皆様には御協力いただけるよう進めていきたいと思います。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

　最後に、道路・側溝等は生活を営む上で重要な役割を果たします。市民の皆様が快適な生活を送っていくために今まで以上に整備が必要です。コロナ禍でこの２年間、市民の皆様の御協力もなかなか難しかったと思いますが、今後について最後にお聞かせください。

議　　長（八木　勝之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村　和浩君）

市といたしまして、道路ストック点検に基づきまして、悪いところの道路整備を行っていくことはもちろんでございますけども、交通量が多いだとか、通学路等で危険なところの整備をできる限り整備していきたいと思っております。

また、市には４か所、今、区画整理をやっておりまして、この事業に応じて道路等も新しく整備されているというところでございます。

また、側溝の清掃や除草につきましては、市民の皆様の御協力をお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

小﨑議員。

８番議員（小﨑　進一君）

以上で質問を終わらさせていただきます。

ありがとうございました。

議　　長（八木　勝之君）

以上で、小﨑議員の質問を終わります。

次に、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

＜　１３番議員（加藤　光則君）登壇　＞

１３番議員（加藤　光則君）

議席番号１３番、日本共産党、加藤光則です。

私は、大きく分けて２つ質問させていただきます。

初めに、子ども・子育て支援についてであります。

本市は、「第２期清須市子ども・子育て支援事業計画」を令和２年３月に策定し、子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条第２項に基づく市町村計画として位置づけました。この計画では年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めるとされています。

今、経済的困窮や家族の介護など困難を抱える子どもの問題は、コロナ禍の中で、より顕著に

なっています。この間、子どもや若者に関する施策、支援の充実に取り組まれてきましたが、貧困やヤングケアラー、虐待やいじめ、自殺など子どもをめぐる問題は深刻となっています。

そこで、以下、伺います。

①コロナ禍の中で、子どもや若者の自殺や不登校が過去最悪と言われていますが、本市の実態と対応について伺います。

②「ヤングケアラー実態調査」（１１月１７日から１２月８日まで）が行われています。本市は「第２期清須市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、子どもの貧困対策・ひとり親への支援に取り組んでいますが、ヤングケアラーの存在をどのように捉え、支援につなげる体制の充実を図ろうとしているのか、本市における実態とこれからの取組について伺います。

③支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていくことなどが、「子どもの貧困対策の大綱」などに盛り込まれていますが、本市の貧困世帯における傾向と、支援体制（庁内関係部署間の有機的な連携）について伺います。

２つ目であります。「障害者控除」の認定書発行について伺います。

障害者手帳の所持にかかわらず、市町村長が介護認定者を税法上の障害者と認めれば障害者控除を利用することができます。コロナ禍で経済的に困っている人が増えています。ただでさえ重い介護保険料・利用料負担をしている要介護認定者及び家族の税負担を軽減することが求められます。

障害者控除は、確定申告の際に障害者認定された本人だけでなく、認定された方を扶養している家族も控除が受けられます。対象者に制度を知らせ、制度の利用を適切に促すことが求められます。

そこで、以下、本市の現況と見解を伺います。

①介護認定者の障害者控除の条件と要介護認定者数、認定書の発行数（過去３年）を伺います。

②制度の利用状況についての見解を伺います。

③申請主義においては、制度にアクセスできない人たちへの対応が求められます。県内の５２％の自治体では、申請をしなくても対象者に障害者控除認定書が届く自動送付が行われています。対応及び周知についての合理的配慮（障害者差別解消法）は必要と考えますが、本市の考えと今後の対応について伺います。

以上であります。よろしく御答弁お願いいたします。

議　　長（八木　勝之君）

最初に、１の①の質問に対し、初めに寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下　葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

１の①の質問にお答えをさせていただきます。

全国の自殺者数は近年において減少傾向でしたが、コロナ禍では令和２年以降、自殺者数の推移では増加に転じ、特に女性や子ども、若者の自殺者数が増えています。清須市の令和２年の自殺者数は１４名でしたが、２０歳未満の自殺者は過去５年間において該当者はおりません。

本市においては、自殺対策として令和元年に「清須市自殺対策計画」を策定いたしました。具体的な施策として、自分自身の気分の落ち込み具合やストレスの状態をパソコンやスマートフォンでチェックできる「こころの体温計」のシステムの導入や精神科医師や臨床心理士によるこころの健康相談の定期的な実施、毎年市広報９月号にはこころに関する相談機関の一覧を掲載したチラシの折り込みを全戸配布するなどをしております。悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげて見守るゲートキーパーの養成講座を毎年開催しております。

また、関係機関と庁舎内の全ての課を対象に、自殺対策の支援としての各課の事業や取組について、各課で連携を図ることができるように情報交換を行っております。

今後も、悩みを抱える方々が相談しやすい体制を整備するとともに、保健所や医療機関など関係機関とも連携し、支援を行ってまいります。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

続けて、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野　厚之君）

学校教育課、吉野でございます。よろしくお願いいたします。

１の①の不登校の状況についてお答えさせていただきます。

不登校の児童生徒数は、平成３０年度から令和元年度にかけてはやや減少いたしましたが、令和２年度にはまた増加いたしました。コロナ禍にあり、保護者の収入の不安定や社会全体の閉塞感、それに伴う児童生徒を取り巻く家庭環境の急激な変化などが、増加につながっていることも一つの要因ではないかと考えております。

対応といたしましては、不登校の問題について、研修や事例研究を通じて全ての教員が共通理解するとともに、学校内での指導の工夫や家庭への働きかけとして、電話や家庭訪問等により保

護者にアプローチするなど、学業や生活面の相談に乗り、指導・援助を行っています。

また、状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも情報共有し支援を行っています。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

不登校と自殺の状況についてお聞きしました。最初に不登校のほうをさらに掘り下げてお聞きしたいと思います。

令和元年までは減少傾向にあったけれども、令和２年度は増加したということを今、言われました。それで、コロナ感染の不安を理由に、本人や保護者の意向で３０日以上、自主的に学校を休むなどした子どもの調査が行われたと思いますが、本市ではこの調査の結果、増えたのかどうなのか、その辺はどういうふうに把握されているのか伺います。

議　　長（八木　勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野　厚之君）

細かい数値はつかんでおりませんが、そういったことも要因にあると思います。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

調査というのは行われたわけですか。

議　　長（八木　勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野　厚之君）

そういった形での調査は一度かけておりますが、申し訳ございません。今、手元に資料がございませんので、今お答えすることができません。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

それともう１点ですね、この間、令和元年までは減少だった。令和２年度、増加したということでありますが、過去も気になっていたのが長期に及ぶ不登校というか欠席者、１００日以上ですね、これが過去にも５割ぐらい見えたというような答弁をいただいたと思いますが、その辺がどのようになっているのか伺います。細かいことはいいです。ざくっと、前、たしか教育長がそうやって言われたもんですから、頭にあったもんですから。

議　　長（八木　勝之君）

齊藤教育長。

教育長（齊藤　孝法君）

１００日ぐらいが１つの目安だというふうに思われてみえるんではないかと。そうすると、本市の令和３年度の中学校の調査をしてみますと、１００日以上、１０月末までに２９名いたと把握しております。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

今、中学校は２９名と。過去、平成２９年か何かのときはもっと多かったわけですから、それと比べたら減ってきとるんかな。

議　　長（八木　勝之君）

齊藤教育長。

教育長（齊藤　孝法君）

今日は１０月までしか資料がないもんですから、それ以降、あと４か月、増えてくるという認識を持っております。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

先ほど不登校の要因については若干述べられて、それぞれ学校でも工夫しながら対策を取っておるということを言われました。それで、もともと中学校になると、小学校に比べれば一気に増加する傾向があるわけですけれども。先ほど若干、要因について触れられたわけですが、１つは、

不登校の要因を本人や家庭にあると捉える学校側と、学校生活に課題を感じていることによって不登校傾向にあるという生徒側、この認識の１つの質的な違いをどう捉えてこういう対応をされておるのかというところはどういうふうに捉えられていますか。

議　　長（八木　勝之君）

　齊藤教育長。

教育長（齊藤　孝法君）

　不登校の原因ですけど、いじめとか友人関係よりも、いろいろ調べてみますと、学業不振が一番多いんです。だから、学業不振ということに対しては私たちは子どもたちに、よりきちっと少しでも学力がつくように指導していかなきゃいけないというのは、私たち自身の反省でもあります。そういうように捉えております。

議　　長（八木　勝之君）

　加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

　そうすると、先般、こども政策の推進に係る有識者会議の報告書が１１月２９日に出されたわけです。その中に不登校の問題も書かれておって、子どもの視点で要因や状況を捉え直して、家庭も含めて支援を行う必要があるということが書かれていました。

　先ほども言われたんですが、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの方もみえると思いますけれども、その辺の福祉的な面と心理的な面といろいろやっていかないかんですけど、今、教育長が言われた学業不振ということになると、これは不登校で家にみえて、その辺ではどういう対応をされておるのかお聞きしたいと思います。

議　　長（八木　勝之君）

　齊藤教育長。

教育長（齊藤　孝法君）

　子どもたちに対して、基本的には一番休みそうなときに、不登校というのは一度休んでしまうとずっと続く傾向がありますので、非常に学習面で困っている子どもたちに対して手を差し伸べて個別指導をしたりとか、それから休み始めた子どもたち、また、休んでいる子どもたちについては家庭でプリントを配ったり、今、学校でこういうようなことをやってるから、教科書等も併せて一緒に勉強しようということを言ってます。

　それから、最近、タブレットが出てきたことによって、ある学校ではタブレットを使って、先

ほど言っておった多く休んでいる子どもたちには、そういう勉強の仕方もあるから、少しでもという問いかけをしながら、少しでも改善できるようにしております。

議　　長（八木　勝之君）

　加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

　今、タブレットのことも言われたわけですけれども、今いろいろな課題もあろうかと思うわけです。例えば、そういった問題に対して、清須市の場合、青少年家庭教育相談員というのが電話も訪問も含めて、専門的な視野から助言を指導を行うということで設置されているわけですけれども、ここへの相談というのはどういう実態があるのかお聞きしたいと思います。

議　　長（八木　勝之君）

　吉野課長。

学校教育課長（吉野　厚之君）

　学校のほうからそういった情報を頂いたり、直接、教育委員会のほうに電話があったり、そういった形を受けまして、学校を通じて児童生徒に面談したりとかいうアプローチをさせていただいております。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

　非常にアプローチしておるということでありますので、大事なことだと思うわけです。実際に広報とかホームページにも載っておるわけですけれども、月曜から金曜９時から４時までということで、南館の１階であるよと。相談というのは増えとるんですか。

議　　長（八木　勝之君）

　吉野課長。

学校教育課長（吉野　厚之君）

　学校教育課、吉野でございます。

　相談件数は増えておると認識しております。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

増えておると。それで、先ほど教育長もいろいろ頑張っとる中身を若干言われたわけですけれども。今、多くのところで今後の課題として言われておるのは支援する人手の不足、それから複雑化する不登校の背景の要因、それから教員の皆さんの多忙化、こういった状況が多くのところで聞かれるわけですが、本市の場合はそういった問題についてどういうふうに今、取り組まれておるのかお聞きします。

議　　長（八木　勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野　厚之君）

先ほども申し上げましたが、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとともに学校と情報共有いたしまして、場合によって福祉のほうに必要な支援につなげているような状況でございます。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

その上でもう１点、体制についてお聞きしたいわけでありますが、学校運営協議会というのがあるわけです。地方教育行政法は平成２９年３月に改正されて、学校運営に関する協議のみならず学校が必要とする支援についても協議するということになって、子どもの教育に関する課題としていろいろやられとると思うわけですけれども、ここに今後の進め方等もいろいろ載ってます。ここの運営協議会との連携については、どう今イメージされて進められておるのか、期限を切っていろいろやっていくということが書いてありますので、これについてお聞きします。

議　　長（八木　勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野　厚之君）

国が地域と学校との双方の連携といった形で、そういった方向性を示しておると考えております。私どもといたしましても、国が示しております方針に向かって進める方向で考えております。その中で学校と地域が今まで以上に連携して、いろいろな課題に取り組めるような方向にしてい

きたいと考えております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

清須市学校支援地域本部とか、いろいろ資料を出されていろいろ書かれており、イメージが、こういう今の世の中の現状の中でこれをどう進めていくかというところは頭の整理がなかなかできんもんですが、これは学校教育課がやっていくんですか。教育長全てやっていかないかんけど、どこが所管していくか、それだけお聞きしたいと思います。

議　　長（八木　勝之君）

加藤部長。

教育部長（加藤　秀樹君）

教育部長、加藤でございます。

今、議員おっしゃられるように、学校運営協議会というものも今後つくっていきたいと考えておりますし、また、それは学校側のコミュニティスクールという部分で。それと、今、学校支援のほうを立ち上げて、コーディネータさんとかというので生涯学習課のほうで管轄しております。将来的にはそういった学校支援の部分を地域学校共同本部というような形で、もう少し幅を広げた組織づくりというのも今、考えております。学校サイドのコミュニティスクールというものもつくりまして、併せて学校のほうをもう少し幅の広い地域の皆さんと協働で支援をしていきたいというような組織づくりを今まさに検討中でございます。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

生涯学習のほうということも今、言われましたので、なかなか課題が大き過ぎて、学校と地域ということですので、地域の人たちを巻き込んで進められるということでありますので、また期待もしておりますけど、注視していきたいと思います。

その上で、もう１点、今度は教育の分野から年齢層が変わりますけども、平成２８年に児童福祉法が改正されて、市町村には児童福祉法第１０条の２に基づいて市町村子ども家庭総合支援拠

点を整備することが努力義務とされて、本市を見ると令和３年度中に整備する、こう書かれておったわけです。各機関が子どもとその家庭を支援する方法を検討すると、要保護児童対策地域の協議会のところで、所管が子育て支援課児童家庭係になっておったんですが、本年度中に整備するという方向性については今どういう状況なのか。いろんなところで今、子どもの課題がありますので、そっちはどうなっておるのかということをお聞きします。

議　　長（八木　勝之君）

　藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城　浩司君）

　子育て支援課、藏城です。

　総合拠点につきましては本年度整備するということで、今、システム等も導入しまして、相談員も増員しまして整っている状況でございます。専用電話等も設置いたしまして、直接相談等も受けられるような体制を整えております。

　以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

　加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

　分かりました。

　また、後のところで聞くことがあるかと思いますので、今、整備するということであります。

　それで、あまり時間がなくなってきましたので、自殺のところでさっき最初に言われました。令和２年度１４名、２０歳以下がないということであります。いろいろな対策を計画を立ててやられとるわけですけれども、１つは、ＰＤＣＡサイクルを展開していく、これは計画に基づいてどう行われているのかいうことを評価して、次のステップに進んでいくことが大事だと思いますが、その辺についてはどう計画について評価をされておるのかお聞きします。

議　　長（八木　勝之君）

　寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下　葉子君）

　健康推進課、寺社下でございます。

　この計画に関しましては、健康づくり推進協議会のほうを年に１回開催させていただいて、計画の内容ですとか、実施したことなどをその協議会の中で御報告をさせていただいております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

きちっと評価もしておるということであります。生きる支援をみんなで練り上げた計画でありますから、自殺以外の問題の解決にも有効に機能する地域セーフティネットの役割を果たす計画だと思いますので、地域の住民の命を守ること、取組をしっかり進めていっていただきたいと思います。

次へ行っていただきたいわけですけれども、昨日、ヤングケアラーのことで同じ質問がありましたので、②と③続けて御答弁いただければと思います。

議　　長（八木　勝之君）

次に、１の②の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城　浩司君）

子育て支援課の藏城です。

大きな１番、②について答弁させていただきます。

先の議員への質問の答弁のとおり、要保護児童対策協議会には、学校や地域住民からの通報などにより、児童等の虐待のおそれがある事案が通報されます。通報があった児童について、関連のある部署・機関などから状況を確認し、必要に応じて児童本人や家族との面談を行うことで虐待等の把握を行っています。

今後は、学校等において児童の様子の変化など、いち早く気づき、不信を感じた場合においては、早期に関係機関で連携を図る支援体制を構築することで、児童の居場所づくりの体制を目指してまいります。

また、地域などにおいては、ヤングケアラーの概念や認識が薄いことから、ヤングケアラーについての周知に努めてまいります。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

続いて、１の③についても、藏城子育て支援課長、答弁してください。

子育て支援課長（藏城　浩司君）

続いて、③についても答弁させていただきます。

厚生労働省による国民生活基礎調査を用いた分析では、ひとり親世帯、特に女性のひとり親世帯に貧困世帯が多い傾向にあります。ひとり親世帯には、児童扶養手当、県遺児手当、市遺児手当を支給しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対しまして特別給付金を支給するなどの支援を行っております。

その他にも、社会福祉課をはじめとする福祉部署にて生活困窮に関する相談を受けた場合には、どのような支援が可能かを担当部署と相談・連携して支援につなげています。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

②と③、続けて御回答をいただきました。ヤングケアラーの問題は昨日も１つの事象を紹介されたわけですけれども、本当に心が痛む状況があるわけであります。以前に比べて言われておるのは、家族の力が弱体していることを考慮しないまま家族のことは家族で、という圧力が強く働いている社会のしわ寄せが、社会でも家庭でも弱い立場にある子どもにいっていることを認識しなければならない、こう言われているわけであります。なかなか見えにくいということであります。本当に一緒に考えてくれる家族以外の大人の存在を求めているわけであります。認識の周知ということを言われたわけですけれども、特に子どもの権利が守られているか否かを私は確認できるとしたら、その意味で内容を理解した保育現場や学校の気づき、このことが重要だと思うわけです。その辺の周知、認知の向上をどういうふうに図っていくのかお聞きします。

議　　長（八木　勝之君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城　浩司君）

昨日の質問、議員への答弁でも述べさせていただきましたが、特に小中学校の児童生徒が自分がそういう状態に置かれているということを認識して相談していただけるように気づくということが重要かと思っております。ですので、学校等においてもチラシだとかパンフレットなどを活用しまして、そういう問題が今あるよということを知っていただく周知方法を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

本市は子ども貧困対策において子育て世代の包括支援センターによる育児相談等いろいろ実施されておるわけですが、今後はこういった家庭を取り巻く地域や社会全体が連携して貧困対策に取り組んでいく、こういう必要があると思います。

子どもと家庭を取り巻く現状をしっかり捉えていく。それで、各部署がそれぞれの役割を果たして相互に協力しながら一体的に取り組んでいくことが非常に求められているわけです。まだ、いろいろ聞きたいことがあったわけですけれども、本当に大変な状況に今、子どもたちが置かれているということで、前にもお聞きしたときに答えられたことがありますが、貧困が子どもに与える影響で様々な見える場での事象があるわけでありますので、早期発見、そして、そういう相談体制をしっかりやっていただきたいということをお願いして、この質問を終えたいと思います。

大きな２番、答えていただきたい。

議　　長（八木　勝之君）

次に、２の①の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川　伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。

２の①の質問についてお答えいたします。

介護認定者の障害者控除の認定条件につきましては、要介護状態の区分に応じて普通障害者と特別障害者に分かれます。本市におきましては、要介護１、２の方は普通障害者、要介護３においては、認知症高齢者や障害高齢者の日常生活自立度によって普通障害者と特別障害者に分かれ、要介護４、５については特別障害者と認定しております。

過去３年の要介護認定者数と本年１０月３１日時点での障害者控除認定書の発行数は、平成３０年度が１千８４７人に対し２５７件、令和元年度は１千９０６人に対し２３６件、令和２年度は１千８３７人に対し２２５件となっております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

続けて、２番目の答えをお願いします。

議　　長（八木　勝之君）

次に、２の②の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川　伊都子君）

②の御質問についてお答えいたします。

制度については、要介護認定結果を送付する際、障害者控除についての本市の基準、控除の適用を受けられる方、発行の手続方法等をお示しした御案内を同時に通知しています。障害者控除の適用を必要とする方は、通知を基に障害者控除認定書の申請をしていただいていると認識しております。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

必要な方は認定をしていただいておるということは、認定発行数がその数だと。今日、皆さんに資料をお配りしました。私も今日この質問をする上で、ある意味③にもつながっていくわけですけれども、非常に自治体ごとに扱いが違ってきているわけです。対象者に知らせて制度を利用してもらうことが大切でありますし、扶養する親族の税負担が軽減されるわけでありますので、必要な人は今、利用しとるということであります。

そこの表の下に障害者控除の控除額が書いてあります。１つは、今、要介護１以上の人数が約２千人弱あって申請者は２００人ぐらいだと。だから、ある意味、１０分の１ぐらいの人しか認定発行されていないと。しかし、いろいろ見てみますと、本市の介護保険の被保険者数が約１万６千人、そして、第１段階から第３段階までの非課税者が約４千５００人、１万１千５００人が本人課税者であります。さらにそのうち要介護１以上が約２千人弱見えるわけであります。発行数が２００余りで、あまりに私、少ないと思うわけです。利用できる人が利用されていないのかと思うわけですが、その辺についてはどう考えられているのか。必要な人は認定しておるんだと思うならそれで結構ですが、もう一度お聞きします。

議　　長（八木　勝之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川　伊都子君）

他市町の自動発送された方のうち、どのくらいの方が実際に障害者控除の認定書を利用しているかは把握していない状況ですので、その判断は難しいというふうに考えます。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

今、言われたように、最近は要介護認定を受けると自動的に市役所等へ通知をして、障害者控除の認定書を自動送付してくれる自治体が多くなってきているわけであります。障害者控除はあくまで税法上の措置であって、要介護認定者を市町村長が身体障害者等に準ずると認めれば対象とすることができるわけであります。ただでさえ重い介護保険料利用料を負担している要介護認定者及びその家族の税負担を軽減することは私は大変大事なことであると思います。そういった意味から、先ほど実際には必要な人がどれだけということを言われたわけですけど、実際この１万６千人の方のうち非課税が４千５００人、この方の家族が扶養しておればその人たちが利用できるわけですが、そういう実態にないわけであります。ぜひ、この辺で再度お聞きしたいわけです。

そしたら、３番目の回答をいただきたいと思います。

議　　長（八木　勝之君）

最後に、２の③の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川　伊都子君）

２の③の御質問についてお答えいたします。

制度に関しましては、介護認定結果の個別通知をはじめ福祉ガイド、税の確定申告時期に広報や確定申告のお知らせ等で周知し、対応につきましても、窓口のほか、郵送や委任状による代理申請でも発行しています。

障害者控除の認定につきましては、所得状況により申告の対象とならない方もあり、申請主義に基づく交付を原則としている他の制度との均衡を図る必要があることから、自動送付につきましては今後調査研究してまいります。

以上でございます。

議　　長（八木　勝之君）

加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

　あまり時間がないもんですから、市長にもお聞きしたいなと思うわけです。ここである意味、合理的配慮ということを書かせていただいたのは、障害者が社会の中で出合う困り事、障壁を取り除くための調整や変更のこと、こういう概念で言われております。

　制度としてあってもそれを利用できる人が少ないわけで、情報提供にとどまっている。申請権を行使できるようにしていく、このことが私、大切だと思うわけです。制度を知らず、申告しない人が実際、私はみえると思うわけであります。困っている人が実際どこにいるのか、そういった人はどのような生活を送っているのか、こういう想像力を働かせた上で、この福祉全体を広く包摂できるような取組、よく言われているのは、待っているだけじゃなくて届ける意味合いのアウトリーチ、こういう取組が必要だと思うわけです。その辺においていよいよ５２％、県内でやり始めたもんですから、この辺で検討と言われたんですが、市長はどのように思われますか。

議　　長（八木　勝之君）

　永田市長。

市　　長（永田　純夫君）

　私も事務的なことを全部承知しておるわけじゃないもんですから、このことにつきましても今回初めて聞いたんですけども、担当の答弁ではいろんな障壁が考えられるということなんですが、それがクリアできれば送ったらええと思います。

　以上です。

議　　長（八木　勝之君）

　加藤議員。

１３番議員（加藤　光則君）

　ありがとうございます。

　認定書は年内いつでも受け取ることができて、控除は５年分遡ることができるわけであります。確定申告のときに障害者控除欄というのがあって、扶養控除欄に控除額を記入して認定書と一緒に出すだけで所得税と住民税が還付されるわけです。

　よく聞かれるのは、お金を徴収するというか、集めるときは通知が丁寧だけれども、こういう払い戻すときの認定者にはいろいろ申請しなくてもいいような自動送付のようなものを求めてほしいと。集めるときだけじゃなくて、こういう還付されるようなことについてもきちっと通知をしてほしいという声がありますので、ぜひ前向きに事を進めていただくことをお願いして、私の

質問を終わります。

　以上です。

議　　長（八木　勝之君）

　以上で、加藤議員の質問を終わります。

　以上で、２日間にわたる一般質問の議事日程は全て終了いたしました。

　ここで告知をいたします。

　昨日の正午までに議案に対する質疑の通告がありませんでしたので、上程されています議案については、ただいまから各常任委員会に審査を付託し、１２月７日の本会議は休会といたします。

　日程第２、議案第４６号及び日程第３、議案第４７号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

　日程第４、議案第４８号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

　日程第５、議案第４９号及び日程第６、議案第５０号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

　日程第７、議案第５１号及び日程第８、議案第５２号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

　以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

　なお、次回の本会議は、１２月１７日（金）午前９時３０分から再開いたします。

　これをもちまして、本日は散会といたします。

　長時間にわたり、大変御苦労さまでございました。

（　時に午後　２時０３分　散会　）